

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年6月23日

【事業年度】 第8期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

【会社名】 株式会社F i n a t e x tホールディングス

【英訳名】 Finatext Holdings Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長C E O 林 良太

【本店の所在の場所】 東京都千代田区九段北一丁目8番10号
住友不動産九段ビル 9階

【電話番号】 03(6265)6828(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役C F O 伊藤 祐一郎

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区九段北一丁目8番10号
住友不動産九段ビル 9階

【電話番号】 03(6265)6828(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役C F O 伊藤 祐一郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第6期	第7期	第8期
決算年月		2019年11月	2021年3月	2022年3月
売上高	(千円)	1,707,470	2,751,375	2,724,097
経常損失()	(千円)	766,711	757,610	588,919
親会社株主に帰属する 当期純損失()	(千円)	1,566,803	1,012,561	669,944
包括利益	(千円)	1,753,746	1,109,583	787,923
純資産額	(千円)	7,352,538	6,485,951	9,189,127
総資産額	(千円)	11,027,879	12,655,096	15,854,286
1株当たり純資産額	(円)	37.02	62.58	176.10
1株当たり当期純損失金額 ()	(円)	55.36	35.78	16.36
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	58.74	45.47	54.15
自己資本利益率	(%)	-	-	-
株価収益率	(倍)	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	2,008,018	1,751,936	1,528,379
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	313,379	325,269	279,399
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	1,311,508	172,149	3,266,100
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	6,138,307	4,318,706	5,792,996
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕	(名)	157 〔1〕	152 〔4〕	195 〔6〕

(注) 1. 当社は第6期より連結財務諸表を作成しております。

- 過年度における業績については、第6期より金融インフラストラクチャ事業の開始に伴う先行投資等から経常損失及び当期純損失を計上しております。また、投資活動によるキャッシュ・フローについても金融インフラストラクチャ事業のシステム投資や子会社立上げに伴う投資等によりマイナスとなっております。
- 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第8期の期首から適用しており、第8期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
- 第6期及び第7期の1株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
- 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、第6期及び第7期までは非上場であり期中平均株価が把握できないこと、第8期は1株当たり当期純損失であることから記載しておりません。
- 自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失が計上されているため記載しておりません。
- 第6期及び第7期の株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。第8期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 従業員数は就業人員(業務委託契約締結者、派遣社員及び社外から当社への出向者を除く)であり、臨時雇用人員数(派遣社員を含む)は年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。

9. 第6期、第7期及び第8期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。
10. 当社は、2020年6月5日開催の臨時株主総会により、決算期を11月末から3月末に変更しております。従って、第7期は2019年12月1日から2021年3月31日までの16ヶ月間となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	2017年11月	2018年11月	2019年11月	2021年3月	2022年3月
売上高 (千円)	794,775	1,038,086	149,358	337,706	291,126
経常利益又は経常損失() (千円)	337,793	315,532	39,126	25,328	53,223
当期純利益又は当期純損失() (千円)	221,286	209,084	921,975	411,067	44,495
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000	100,000	1,847,112
発行済株式総数					
普通株式	29,494,080	28,300,641	28,300,641	28,300,641	48,754,628
A種優先株式 (株)	1,866,816	1,866,816	1,866,816	1,866,816	
B種優先株式	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	
C種優先株式		8,356,546	8,356,546	8,356,546	
純資産額 (千円)	2,068,352	8,070,980	7,133,088	6,722,240	10,168,832
総資産額 (千円)	2,447,030	8,692,124	7,640,105	7,153,973	10,356,797
1株当たり純資産額 (円)	18.17	18.99	14.15	28.67	208.46
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	- ()	- ()	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失 金額() (円)	7.50	7.24	32.58	14.53	1.09
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	84.23	92.76	93.25	93.85	98.13
自己資本利益率 (%)	10.74	2.59	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (名)	15 〔 〕	22 〔 〕	3 〔 - 〕	12 〔 1 〕	15 〔 2 〕
株主総利回り (%)	-	-	-	-	-
(比較指標:) (%)	()	()	()	()	()
最高株価 (円)	-	-	-	-	1,110
最低株価 (円)	-	-	-	-	656

- (注) 1. 2018年12月3日付で持株会社体制へ移行したことに伴い、第6期の提出会社の主な経営指標等は、第5期以前と比較して大きく変動しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第8期の期首から適用しており、第8期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3. 第6期及び第7期の1株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、第4期、第5期、第6期及び第7期までは非上場であり期中平均株価が把握できないこと、第8期は1株当たり当期純損失であることから記載しておりません。
5. 第6期、第7期及び第8期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
6. 第4期、第5期、第6期及び第7期の当社株式は非上場であったため、第8期は1株当たり当期純損失であるため株価収益率を記載しておりません。
7. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員(業務委託契約締結者、派遣社員及び社外から当社への出向者を除く)であり、臨時雇用者数(派遣社員を含む)は年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。

9. 当社は2021年12月22日付で東京証券取引所マザーズ（提出日現在のグロース市場）に株式を上場いたしましたので、第4期から第8期までの株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。
10. 第6期、第7期及び第8期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。第4期及び第5期については、「会社計算規則」（2006年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しておりますが、当該各数値は、PwCあらた有限責任監査法人による金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。
11. 当社は、定款に定める取得条項に基づき、A1種優先株式、B種優先株式、C種優先株式のすべてにつき、2021年7月28日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA1種優先株式、B種優先株式、C種優先株式は、同日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。
12. 当社は、2020年6月5日開催の臨時株主総会により、決算期を11月末から3月末に変更しております。従って、第7期は2019年12月1日から2021年3月31日までの16ヶ月間となっております。
13. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ（提出日現在のグロース市場）における株価を記載しておりません。

2 【沿革】

当社の設立以降の沿革は以下の通りであります。

年月	概要
2013年12月	東京都千代田区西神田に「株式会社Finatext(現・当社)」を設立
2014年11月	株式投資教育アプリ「あすかぶ!(注1)」をリリース
2015年12月	FX投資教育アプリ「かるFX(注2)」をリリース
2015年12月	株式会社三菱東京UFJ銀行(現・株式会社三菱UFJ銀行)と提携し、投資信託教育アプリ「FUNDECT(注3)」をリリース(現在はサービス終了)
2016年3月	オフショア開発を目的として、子会社株式会社Technologicalを設立
2016年8月	株式会社ナウキャストを株式交換により完全子会社化し、機関投資家に対するビッグデータ解析事業へ参入
2016年8月	本社を東京都千代田区麹町に移転
2016年11月	株式会社日本経済新聞社と提携し、金融機関向けビッグデータライセンスの販売を開始
2016年12月	英国における金融サービスの開発・運営を目的として、子会社Finatext UK Ltd.を設立
2017年3月	証券プラットフォームサービスの開発・運営準備を目的として、子会社株式会社スマートプラスを設立
2017年5月	株式会社ジェーシービーと提携し、「JCB消費NOW(注4)」をリリース
2017年11月	株式会社大和証券グループ本社及び大和証券株式会社と資本業務提携を締結。株式会社大和証券グループ本社が子会社株式会社スマートプラスに出資
2017年12月	株式会社スマートプラスが第一種金融商品取引業者に登録
2018年4月	株式会社True Dataと提携し、金融機関向けビッグデータライセンスの販売を開始
2018年7月	株式会社スマートプラスが証券インフラストラクチャBaaS(パース:Brokerage as a Service)(注5)の第1号案件となる従来型取引手数料無料のコミュニティ型証券アプリ「STREAM」の現物取引サービスを開始
2018年7月	金融デジタル接点の強化及びビッグデータを活用した金融サービスの提供のため、KDDI株式会社と資本業務提携
2018年8月	Travel FX Ltd.を株式取得により子会社化し、英国における個人向け外貨両替事業に参入
2018年8月	Mortgage FX Ltd.を株式取得により子会社化し、英国における法人向け外国為替送金事業に参入
2018年9月	「STREAM」の信用取引サービスを開始
2018年12月	株式会社Finatextホールディングスへの商号変更とともに、新設分割により株式会社Finatextを設立して持株会社体制へ移行
2019年4月	保険プラットフォームサービスの開発・運営準備を目的として、子会社スマートプラス少額短期準備株式会社(現・スマートプラス少額短期保険株式会社)を設立
2019年8月	株式会社K-ZONEを株式取得により子会社化し、投資関連アプリの開発・運営を拡充
2019年8月	提携先であるKDDI株式会社の「au WALLET アプリ」のリニューアルを支援
2019年8月	CCCマーケティング株式会社と提携し、金融機関向けビッグデータライセンスの販売を開始
2019年10月	株式会社東京証券取引所とオルタナティブデータ(注6)を活用した英文中小型株レポート配信の限定公開実証実験を実施
2019年11月	株式会社クレディセゾンと協業し、証券インフラストラクチャBaaSの第2号案件となる「セゾンポケット」をリリース
2019年12月	本社を東京都千代田区九段北に移転
2020年8月	子会社スマートプラス少額短期保険株式会社が少額短期保険業者に登録
2020年8月	保険インフラストラクチャInspire(注7)の第1号案件となる、子会社スマートプラス少額短期保険株式会社による「母子保険はぐ」をリリース
2020年9月	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と資本業務提携を締結。あいおいニッセイ同和損害保険株式会社が子会社スマートプラス少額短期保険株式会社に出資
2020年11月	株式会社スマートプラスが投資運用業者に登録
2020年11月	ANA X株式会社と協業し、証券インフラストラクチャBaaSの第3号案件となる「Wealth Wing」をリリース
2020年11月	経営資源の集中のため、Travel FX Ltd.の全株式を売却
2020年11月	経営資源の集中のため、Mortgage FX Ltd.の全株式を売却

年月	概要
2021年1月	保険インフラストラクチャInspireの第2号案件として、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社へシステム提供を開始
2021年5月	保険インフラストラクチャInspireの第3号案件として、丸井グループの株式会社エポス少額短期保険へシステム提供を開始
2021年8月	「STREAM」の米国株式取引サービスを開始
2021年9月	子会社スマートプラス少額短期保険株式会社が「宿泊予約キャンセル保険」をリリース
2021年12月	東京証券取引所マザーズ市場への上場
2022年1月	株式会社Japan Asset Managementと協業し、証券インフラストラクチャBaaSの第4号案件となる資産運用サービス「JAM WRAP(ジャムラップ)」をリリース
2022年3月	ニッセイアセットマネジメント株式会社と協業し、証券インフラストラクチャBaaSの第5号案件となる個人向けファンドラップサービス「Goal Navi(ゴールナビ)」をリリース
2022年4月	保険インフラストラクチャInspireの第4号案件として、日本生命グループのニッセイプラス少額短期保険株式会社へシステム提供を開始
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所マザーズ市場からグロース市場に変更
2022年4月	本社を同区内(東京都千代田区九段北)に移転

- (注) 1. 株式投資のデモトレ及び学習コンテンツを提供するモバイルアプリ
2. FX投資のデモトレ及び学習コンテンツを提供するモバイルアプリ
3. 投資信託の情報及び学習コンテンツを提供するモバイルアプリ
4. クレジットカードの決済データから算出される消費指数
5. 証券サービス向けクラウド基幹システム
6. 経済分析や投資判断等で伝統的に用いられてきた公的統計や決算開示以外のデータの総称
7. 保険サービス向けクラウド基幹システム

3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、「金融を'サービス'として再発明する」をミッションに掲げております。このミッションのもと、金融サービス提供者向けの次世代クラウド基幹システムの提供等を通じて、パートナー企業とともに人々にとって遠い存在である金融サービスを暮らしに寄り添ったものにするを指してまいります。

当社グループのビジネスが深く関連する金融業界は、非常に大きく歴史ある産業である一方、技術進歩と技術的負債に伴う課題に直面しており、特に顧客体験の向上が重要な課題となっております。金融サービスの顧客体験を改善し競争力を高めるためには、事業のデジタルトランスフォーメーションとそれに伴って蓄積されるビッグデータの利活用が求められています。他方、既に豊富な顧客接点を持つリテール企業が、その顧客接点を活かしたよりよい顧客体験を強みとして、新たに金融業界へ参入する事例が増えています。

上記のミッションと金融業界の事業環境を背景に、当社グループは、金融サービス提供者向けの次世代クラウド基幹システムの提供を行っております。これまでのパッケージソフトウェア型の基幹システムは、導入にかかる初期費用や運用にかかる固定費、時間、人員が必要となっていたことに加え、外部サービスとの連携に制約がありました。当社が運営する次世代クラウド基幹システムは、クラウドベースでSaaS型にすることにより、導入及び運用の低コスト化、短期間化、少人数化を実現するとともに、APIにより外部サービスとの連携を容易にしております。

当社グループは、次世代クラウド基幹システムを提供するだけでなく、優れた顧客体験を備えたウェブサイトやモバイルアプリといったフロントエンドサービスの企画・開発を支援する「フィンテックソリューション」や、顧客企業内に蓄積されたデータの利活用を支援する「ビッグデータ解析」サービスも提供しております。これらが一体となって、お客様のデジタルトランスフォーメーションを実現し、お客様のサービス品質の向上、収益の増加、効率性の向上に貢献してまいります。

具体的には、当社グループは、当社及び連結子会社7社で構成しており、以下の3つの事業を展開しております。なお、次の3事業は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。また、当社は有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

セグメント名	ビジネス
(1) 金融インフラストラクチャ事業	・証券インフラストラクチャビジネス ・保険インフラストラクチャビジネス
(2) フィンテックソリューション事業	・ソリューションビジネス ・マーケティングビジネス
(3) ビッグデータ解析事業	・データライセンスビジネス ・データ解析支援ビジネス

(1) 金融インフラストラクチャ事業

金融インフラストラクチャ事業は、金融サービスを運営するのに必要となる複雑な基幹システムを、クラウド上でSaaS型のシステムとして、顧客に提供するものであります。株式会社F i n a t e x t、株式会社スマートプラス及びスマートプラス少額短期保険株式会社が本事業を行っております。

従来型のパッケージ型のシステムと比較し、当社グループの次世代クラウド基幹システムには4つの特徴があります。

1. 安価な初期導入費
2. 短い導入期間
3. エンドユーザーのニーズに沿ったサービスをテラーメイドで開発可能
4. 既存サービスとの接続によるシームレスなサービス体験

これらの特徴を活かして、以下のようなお客様に当社グループのサービスを導入いただいております。

1. B to C サービスを運営しており、その既存ユーザー向けに金融サービスも提供したいと考える新規参入の事業者
2. デジタル特化の新サービスを立ち上げる際に、新しい基幹システムを採用したいと考える既存金融機関

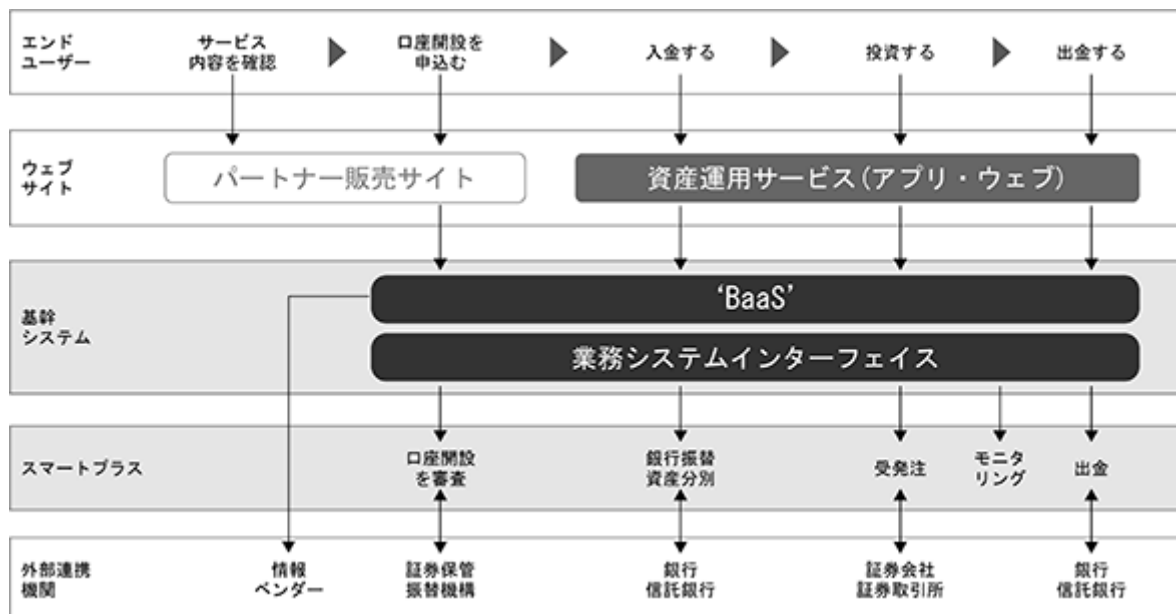
現在は、金融インフラストラクチャを証券ビジネス及び保険ビジネス向けに展開しております。

証券インフラストラクチャビジネス

本ビジネスは、第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者及び投資運用業者である株式会社スマートプラスが、証券インフラストラクチャ「BaaS」の運営及びパートナー企業への提供を行っており、初期導入時のシステム開発費、月次の定額利用料、証券売買取引に伴う従量課金収益を基本収益として受領しております。

証券インフラストラクチャ「BaaS」は、証券サービスの構築に必要な多様な外部連携を全てクラウド上で管理することで、パートナー企業は、独自開発時に比べ、初期投資額を最大80～90%削減することができ、企画からサービス開始までの期間も半分以上に短縮することが可能である点が特徴です（注1）。当社グループはクラウドサーバーや最新の開発言語及び開発手法を活用することで、複雑なシステムを低コストで効率的に開発することが可能な体制となっております。

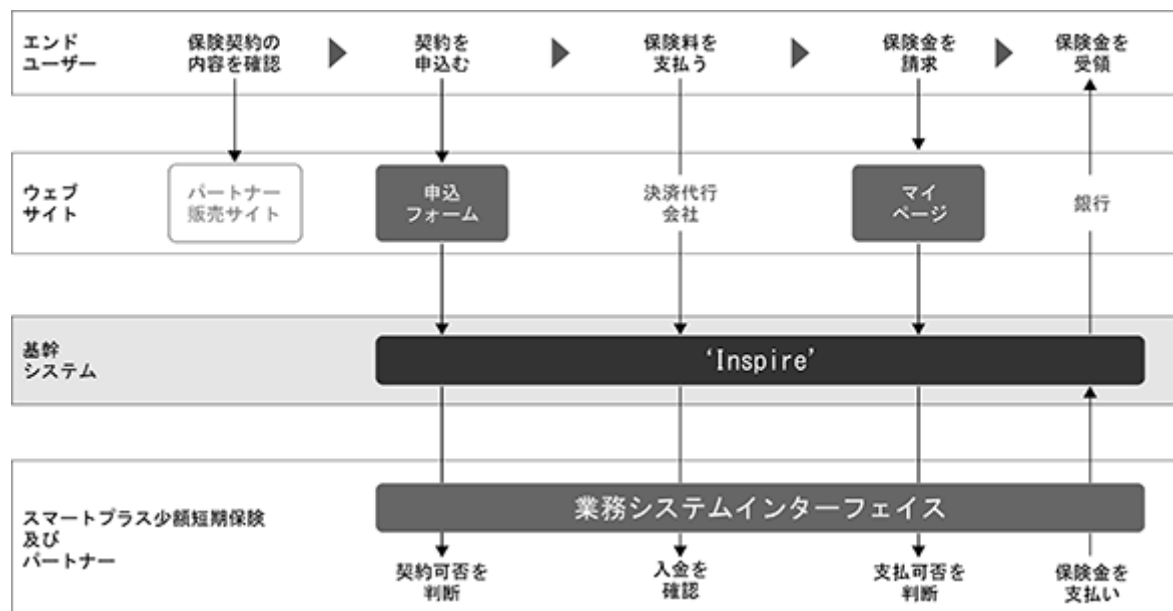
（注）1. 第1種業金融商品取引業者として証券会社を立ち上げる場合における、システム開発（証券業務ミドルバックシステム、証券フロントシステム、ウェブ・モバイルアプリケーション）と体制整備にかかる費用の当社試算値との比較。



保険インフラストラクチャビジネス

本ビジネスは、株式会社F i n a t e x tが、保険インフラストラクチャ「Inspire」の開発及び保守を行い、初期導入時のシステム開発費用、月次の定額利用料、保険料収入に伴う従量課金収益を基本収益として受領しております。また、少額短期保険業者であるスマートプラス少額短期保険株式会社が、保険インフラストラクチャ「Inspire」を利用してパートナー企業とともに少額短期保険を提供し、保険料収入を受領しております。

保険インフラストラクチャ「Inspire」は、新規保険商品の導入を短期間で実現できること、そして保険商品を購入から保険金支払いまでの全てのプロセスをオンライン上で行うことができるのが特徴です。



(2) フィンテックソリューション事業

フィンテックソリューション事業は、金融機関向けにデジタルトランスフォーメーション及びデジタルマーケティングの支援を行っております。「ソリューションビジネス」と「マーケティングビジネス」で構成されております。

ソリューションビジネス

金融機関に対して、デジタルトランスフォーメーションの支援を行うことで、主に開発委託費やサービス維持運営費を受領しております。モジュール化されたソリューションを用いてお客様の要件に迅速に対応するだけでなく、お客様のニーズに合わせて、ビジネス企画から開発、マーケティングまでEnd-to-Endのソリューションを提供しております。

例えば、直近の案件事例として、株式会社三菱UFJ銀行による新しい金融デジタルサービスである「Money Canvas」のシステム開発支援を行っております。当該サービスでは、当社グループが保有するデジタル金融の統合基盤技術が採用されております。同技術を用いると、資産運用サービスや保険商品といった様々な金融サービスをラインナップに揃えたプラットフォーム上でアカウントを一元化でき、1つのアカウントで複数の金融機関のサービスを利用することが可能になります。

マーケティングビジネス

PCやスマートフォンを通じて、潜在層ユーザーにアクセスしたい金融機関の販促活動を支援することで、送客ユーザー数等に応じて広告掲載料を受領しております。様々な金融関連サービスに関心を有する潜在層ユーザー向けに、当社のウェブサイトやスマートフォンアプリを通じて、金融に関する学習、デモトレーディング等のゲーミフィケーションや金融商品サービスの比較を行うことができるサービスを提供し、潜在層ユーザーを集客しております。

(3) ビッグデータ解析事業

ビッグデータ解析事業は、ビッグデータを保有する企業のデータ利活用の促進を支援しており、「データライセンスビジネス」と「データ解析支援ビジネス」で構成されております。

データライセンスビジネス

ビッグデータを保有する企業のデータを解析し、解析結果をライセンスとして外部に販売することでデータライセンス料を受領しております。現在はPOSデータやクレジットカードデータ等のデータを中心に、データホルダーとレベニューシェア契約を結び、解析されたデータを官公庁や国内外の機関投資家に提供しております。

データ解析支援ビジネス

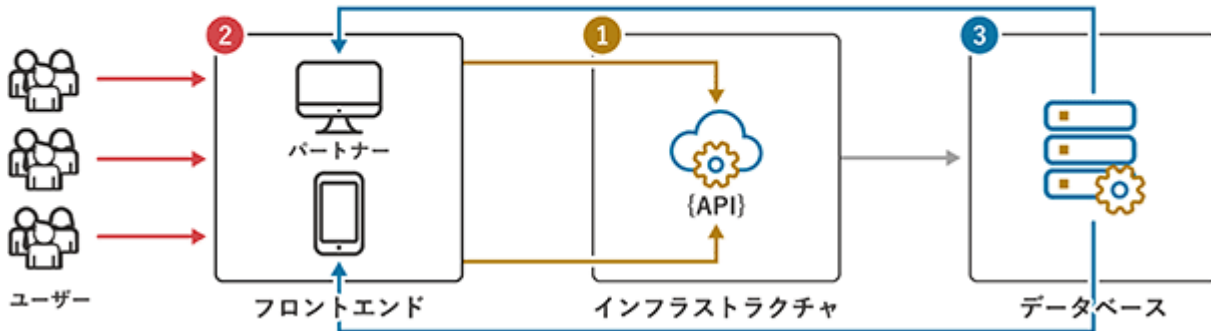
金融機関や事業会社に対して、保有するビッグデータを活用したマーケティングやサービス改善、業務効率向上の支援を行い、開発委託費等を受領しております。

当社グループは、3つのセグメントの事業提供を行う子会社が存在することで、金融インフラストラクチャの開発・運用のみならず、ウェブ・モバイルサービスの企画・開発及びデータ解析も組み合わせて提供することが可能な体制となっております。

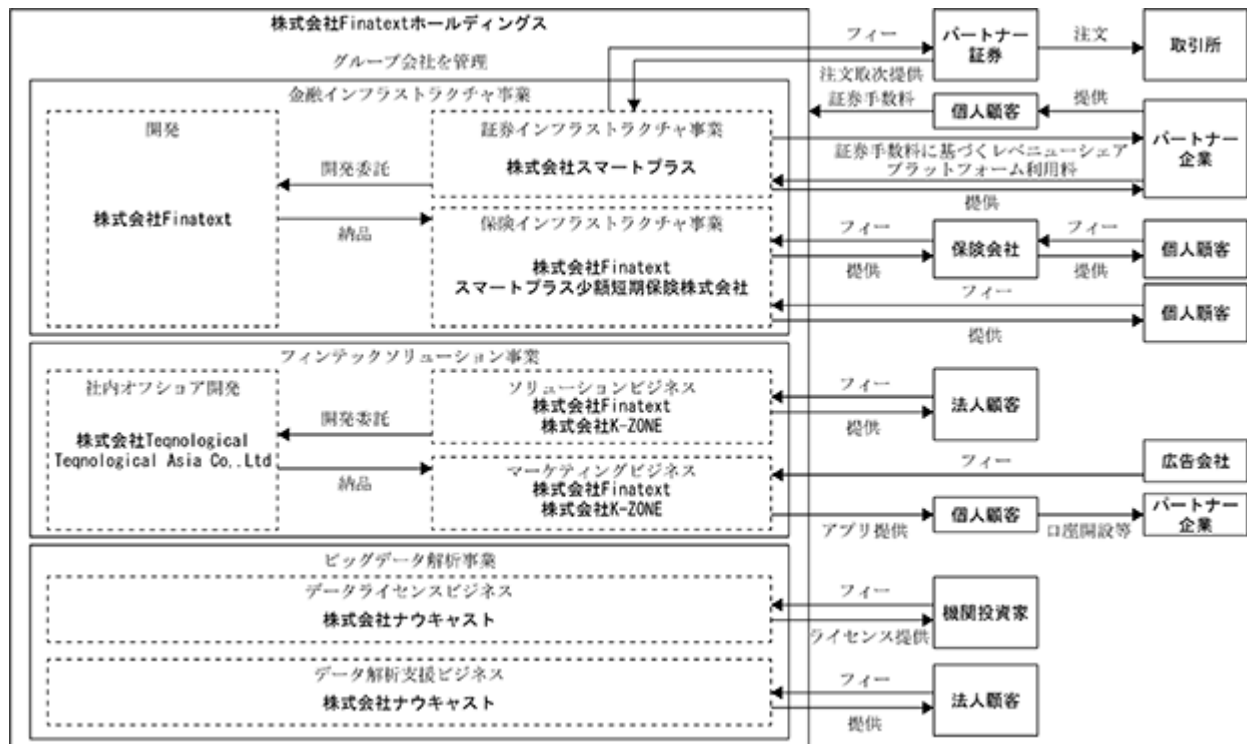
① クラウドネイティブかつAPIベースの金融インフラストラクチャの提供

② 優れた顧客体験を実現するフィンテックソリューションの提供

③ ビッグデータ解析によるマーケティングとサービスの最適化



当社グループの事業系統図は、次の通りです。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社Finatext (注)5	東京都千代田区	10,000千円	フィンテックソリューション事業、ビッグデータ解析事業、金融インフラストラクチャ事業	100.0	役員の兼任 管理業務の受託 不動産の転貸 経理業務の受託 採用業務の受託
株式会社ナウキャスト (注)6	東京都千代田区	70,004千円	ビッグデータ解析事業	100.0	役員の兼任 管理業務の受託 不動産の転貸 経理業務の受託 採用業務の受託
株式会社スマートプラス (注)4、7	東京都千代田区	100,000千円	金融インフラストラクチャ事業	85.0	役員の兼任 管理業務の受託 不動産の転貸 採用業務の受託 資金の貸付 借入枠に対する債務保証
スマートプラス少額短期保険株式会社(注)4	東京都千代田区	194,992千円	金融インフラストラクチャ事業	90.0	役員の兼任 管理業務の受託 不動産の転貸 採用業務の受託
株式会社 Technological	東京都千代田区	5,000千円	フィンテックソリューション事業	70.0	役員の兼任 管理業務の受託 不動産の転貸 経理業務の受託 採用業務の受託
株式会社K-ZONE	東京都千代田区	99,200千円	フィンテックソリューション事業	50.1	役員の兼任 管理業務の受託 不動産の転貸 経理業務の受託 採用業務の受託
Technological Asia Co., Ltd	ベトナムホーチミン	1,134,000千ベトナムドン	フィンテックソリューション事業	50.4 (50.4)	

(注) 1. 「主要な事業の内容欄」には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

3. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

4. 特定子会社であります。

5. 株式会社Finatextについては、2022年3月期における売上高(連結相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主な損益情報等

(1) 売上高	1,586,050千円
(2) 経常利益	133,725千円
(3) 当期純利益	108,194千円
(4) 総資産額	1,286,219千円
(5) 純資産額	973,187千円

6. 株式会社ナウキャストについては、2022年3月期における売上高(連結相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主な損益情報等

(1) 売上高	727,734千円
(2) 経常利益	123,696千円
(3) 当期純利益	86,673千円
(4) 総資産額	444,539千円
(5) 純資産額	232,289千円

7. 株式会社スマートプラスについては、2022年3月期における売上高（連結相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主な損益情報等

(1) 売上高	622,159千円
(2) 経常損失	653,613千円
(3) 当期純損失	818,781千円
(4) 総資産額	10,085,715千円
(5) 純資産額	3,240,690千円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2022年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)	
フィンテックソリューション事業	123	[0]
ビッグデータ解析事業	22	[0]
金融インフラストラクチャ事業	29	[3]
報告セグメント計	174	[3]
全社(共通)	21	[3]
合計	195	[6]

- (注) 1. 従業員数は就業人員(業務委託契約締結者、派遣社員及び社外から当社への出向者を除く)であり、臨時雇用者数(派遣社員を含む)は当該連結会計年度の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。
2. 全社(共通)は、当社グループの管理機能を担っている持株会社である当社と、各子会社の管理部門の従業員であります。
3. 前連結会計年度末に比べ従業員数が43名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

2022年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
15 [2]	46.2	3.2	6,529

- (注) 1. 従業員数は就業人員(業務委託契約締結者、派遣社員及び社外から当社への出向者を除く)であり、臨時雇用者数(派遣社員を含む)は当該事業年度の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。
2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与は、年間完全在籍者の平均で算出しております。
3. 平均勤続年数は株式会社F i n a t e x tでの勤続年数を引き継いで算出しております。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5. 当社は持株会社であるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本項における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、以下の経営理念を掲げております。

‘ミッション’

「金融をサービスとして再発明する」

この経営理念の下、金融サービス提供者向けの次世代クラウド基幹システムの提供を中心に、ビッグデータ解析支援や金融サービスの企画・開発支援も行いながら、パートナー企業とともに人々にとって遠い存在である金融サービスを暮らしに寄り添ったものにするを旨としております。また、証券業及び保険業における社会的責任と公共的使命を深く認識し、正しい倫理的価値観を持った上で、多くのお客様に安心をお届けすることを旨とし事業活動を行っており、これらの活動が当社グループの中長期的な株主価値及び企業価値の最大化につながると考えております。

(2) 経営環境

当社グループのビジネスは、国内金融業、特に証券業及び保険業に深く関連しております。

国内の証券業の市場規模については、2020年12月末の家計が保有する上場株式及び投資信託の資産残高が192兆円、その過去10年間の年平均成長率は4.5%となっております（出所：日本銀行、2021年）。

国内の損害保険業及び少額短期保険業の市場規模については、2020年度の年間保険料収入が、損害保険は8兆6,927億円で過去10年間の年平均成長率は2.2%、少額短期保険は1,178億円で過去10年間の年平均成長率は9.6%となっております（出所：日本損害保険協会及び日本少額短期保険協会、2021年）。加えて、日本の損害保険業の市場規模は、世界と比較しても4番目に大きい市場となっております（出所：sigma No 3/2021 Swiss Re Insurance）。

また、国内金融業界におけるIT投資の市場規模については、2022年の国内IT支出額の予測は27兆2,682億円、そのうち銀行・証券向けが4兆5,425億円、保険向けが1兆4,888億円となっており、金融業界向けは国内IT支出の中でトップクラスの規模となっております（出所：ガートナー社、2022年）。

上記のとおり当社グループのビジネスが深く関連する金融業界は、非常に大きく歴史ある産業である一方、モバイルテクノロジーの普及やデータ利活用等の技術進歩により、エンドユーザーはより質の高いサービスを求める傾向が高まり、特に顧客体験の向上が重要な課題となっております。金融庁が2019年8月に公表した「リスク性金融商品販売にかかる顧客意識調査」によると、金融機関の顧客推奨度（利用者が友人、知人に勧めたいと思うか否かを指数化したもの）は、保険、証券、銀行、消費者金融いずれも、他の業種より低く、十分な顧客体験を提供できていないと言えます。

金融サービスの顧客体験を改善し競争力を高めるためには、事業のデジタルトランスフォーメーションとそれに伴って蓄積されるビッグデータの利活用が求められています。これらを成功させるには、金融業界の専門知識と高度なテクノロジーを融合させなくてはなりません。

こうした状況に対応すべく、既存金融機関は、多額の投資を行っております。IDC Japan株式会社によれば、日本におけるFintech向けIT支出額は、2018年から2023年までの5年間に於いて国内金融機関全体で30.2%拡大することが見込まれております。その一方で、多くの金融機関にとっては、単独でこのような大規模な長期投資を継続することは難しいため、外部のソリューションを活用した効率的な変革が期待されるものと当社グループは考えております。

他方で、新たなプレイヤーによる金融事業への参入も増加傾向にあります。「Embedded Finance（組込型金融）」と呼ばれ、金融以外のサービスを提供する事業者が金融サービスを既存サービスに組み込んで金融サービスも提供することで、既存サービスの利便性の向上と収益の拡大を図る取組みが増加しております。高度なテクノロジーを有する複数の大手企業が、通信・配送・小売といった大規模な個人ユーザーを抱える既存事業を基盤として、金融事業への参入を決定しており、実際に証券仲介業者として既存事業のユーザーを対象とした資産運用サービスを提供する会社も現れております。

更に、日本政府が2018年6月に公表した「未来投資戦略2018」においては、「FinTech/キャッシュレス化の推進」が重点分野として位置づけられており、2020年6月には「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立する等、金融事業への新規参入を支援する法環境の整備も進んでおります。特に、利用者と金融機関との間に介在する仲介業者は、現行規制では金融商品取引法における金融商品仲介業者、保険業法における保険募集人や保険仲立人というように「機能」ごとに分かれており、事業者が「機能」をまたいで商品やサービスを取り扱う場合には、複数の登録等が必要となっております。その結果、銀行、証券、保険すべてのサービスをワンストップで提供できる仲介業者は数社しかおらず、利用者の利便性の点からは十分とはいえない状況でした。そのような中、今回の法改正により、「金融サービス仲介業」が創設され、仲介業者が少ない負担で複数業種かつ多数の金融機関が提供する多種多様な商品やサービスをワンストップで提供できるようになりました。

これまでの金融業界は、各金融機関が金融商品の組成からエンドユーザーへの販売、それらをつなぐシステムまで多くの機能を自社で担う垂直統合的な産業構造をなしていました。当社グループは、当社グループが提供する金融インフラストラクチャが横串となり、多数の金融商品とエンドユーザーへの販売を担う企業を1つのプラットフォームでつなぐことで、水平統合的な産業構造への転換を目指しております。

(3) 経営戦略

当社グループの事業及び事業領域には次のような特徴があり、これらの特徴と上記の経営環境を踏まえて、中長期的な経営戦略を立案しております。

ユニークな提供価値と市場機会

金融業界において、技術的負債に纏わる課題は広く認識されておりますが、新しいテクノロジーをベースにした基幹システムやソリューションを提供するプレイヤーは非常に少ない状況にあります。こうしたテクノロジーの導入は、既存金融機関の基幹システムを刷新するには非常に長い時間を要する一方で、新規参入や既存金融機関の新規事業の立上げにおいては、比較的導入されやすい傾向にあります。また、導入先企業のオペレーションに深く組み込まれたサービスであるため、一度導入されると解約が生じにくいという特徴があります。

安定性と成長性を併せ持つ収益モデル

当社グループの金融インフラストラクチャ事業の収益は、フロー収益、ストック収益、従量課金収益の3つから構成されております。フロー収益は顧客にとっては新規に自前で立ち上げる場合と比較して安価であり、中長期的にはストック収益と従量課金収益が収益の中心になることから、安定的かつ継続的な事業進捗が見込める収益モデルであります。「(2) 経営環境」に記載のとおり、証券、保険ともに個人における市場規模の拡大が見込まれる中で、当社グループの金融インフラストラクチャ事業で提供する各パートナー企業のサービスにおいても取引高が拡大して、従量課金収益が今後拡大するものと考えております。また、導入先企業がその顧客に対して金融サービスの基盤となるインフラストラクチャを提供するという性質上、解約率は低い傾向にあり、顧客LTV (Life Time Value: 1顧客あたりの生涯に生み出す収益)の最大化を推進しやすいモデルであります。

データ蓄積によるインフラストラクチャの価値向上

当社グループの金融インフラストラクチャ事業の証券インフラストラクチャビジネスにおいては、パートナー企業が仲介業者やマーケティングパートナーとなり、当社グループがエンドユーザーである一般顧客と契約を締結するため、当社グループにも顧客情報が蓄積されることとなります。こうした顧客の属性情報や行動情報を分析可能な形で蓄積することで、サービスやマーケティングの最適化に活用することが可能になります。

具体的な当社グループの経営戦略は、以下の通りであります。

金融インフラストラクチャの機能拡充とパートナー数の拡大

近年、個人向けサービスを展開して大規模な顧客基盤を有する企業を中心に、様々な企業が金融事業へ参入しております。更に、こうした動きに対して、既存金融機関も新規事業としてデジタル特化の新たなサービスの立上げを行っており、新しいテクノロジーが導入されやすい環境にあると捉えております。

当社グループは、これまでインフラストラクチャの安定稼働と業務プロセスの確立を優先し安定的な成長を続けておりましたが、様々なニーズに応えられるよう金融インフラストラクチャの機能拡充を図るとともに、大企業向けの事業開発チームを確立し、パートナー数の拡大に取り組み始めております。

既存事業で個人ユーザーを有している企業は、当該個人ユーザーをターゲットとした証券・保険等の金融サービスを提供するニーズが高いと当社は考えており、実際に金融事業へ参入している企業が複数現れております。主な業界としては、銀行、クレジットカード、Eコマース、小売店、運輸、通信、コンシューマー向けアプリ等が挙げられ、各企業が自身の既存事業における顧客を開拓することでARPU（Average Revenue Per User：ユーザー1人あたりの平均売上高）を継続的に拡大し、結果としてLTVの拡大が実現されると当社は考えております。したがって、当社グループは、これらの業種に属する企業を中心に営業活動を行うことにより、当社グループの金融インフラストラクチャを活用したパートナー企業の拡大を図ってまいります。

また、当社グループの金融インフラストラクチャ事業は、各パートナー企業において提供される金融サービスの顧客数、取引の増加により当社が獲得する収益は拡大するものの、かかる金融サービスの顧客（エンドユーザー）開拓はパートナー企業自身が既存事業の顧客に対して行うため、当社グループには顧客開拓コストが発生しにくい特徴があります。したがって、収益の増加に対して発生するマーケティング費用等が押さえられるというビジネス構造であるため、顧客数や取引数の増加に伴い、中長期的に利益率が向上すると考えております。

データ解析にかかる技術力の向上

現在は、テクノロジーの先進性やコスト競争力によって差別化を図っておりますが、将来的には競合他社が現れる可能性もあると考えております。そのため、当該インフラストラクチャに蓄積されるデータを活用したサービス改善やマーケティングの最適化を行うことにより、持続的な競争優位性を生み出すことが重要と考えております。このため、中長期的な視点に立ちデータ解析の知見と技術力の向上に努めてまいります。

事業領域・地域の拡大

当社グループは、「金融を「サービス」として再発明する」というミッションのもと、金融サービス提供者向けの次世代クラウド基幹システムの提供を行い、パートナー企業とともに新しい事業やサービスを創出することで、事業成長を実現してきました。現在は、証券インフラストラクチャ「BaaS」、保険インフラストラクチャ「Inspire」を提供しておりますが、更なる成長に向けて、短期的にはクレジット、中長期的には送金/決済等についても、必要な許認可等を取得した上で、参入することを目指しております。当社グループは、今後も他の金融事業領域や日本にとどまらず海外での展開も視野に入れて、事業拡大を進めてまいります。

(4) 目標とする経営指標

金融インフラストラクチャ事業においては、売上高の継続的かつ累積的な増加を実現するため、パートナー数を重要指数としております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

今後当社グループが成長を遂げていくために優先的に対処すべき事業上の課題は以下の通りです。なお、優先的に対処すべき財務上の課題は、現在ありません。

金融インフラストラクチャ事業の収益拡大

当社グループは、上記「(3) 経営戦略」で記載したように、「BaaS」や「Inspire」等の金融インフラストラクチャを導入いただく企業を拡大することが重要であると考えております。当社グループが提供する金融インフラストラクチャは、個人顧客を数多く有する企業が顧客対象となるため、主に大企業をターゲットとしたセールス体制となっております。当社グループは、これまでの実績を通じたPR等により、大手金融機関や金融サービスに関心を有する大企業とのネットワークを構築し、当該ネットワークを活用して潜在顧客の意思決定層へアプローチし、事業開発チームが顧客とともにビジネスプランニングを行うところから支援することで受注までつなげる体制を構築しております。今後更に大企業向けの事業開発チームを拡充し、パートナー数の拡大に取り組んでまいります。

売上の拡大並びに利益及びキャッシュ・フローの定常的な創出

当社グループは、事業拡大を目指して開発投資や人件費・採用費を中心に積極的な先行投資を進めており、

2022年3月期までの経営成績は営業損失を計上しております。当社の成長事業である金融インフラストラクチャ事業は、原則としてパートナー企業がマーケティングを行なうため、サービス数が増加しても当社グループの広告宣伝費は著しく増加せず、機能拡充のための開発費もパートナー数が増加するほど1社あたりの費用負担は低減する傾向にあるため、収益性については新たなパートナー企業の獲得及びエンドユーザー増加に伴うトランザクションの増加による売上高の拡大が重要となります。パートナー企業については、金融インフラストラクチャのサービスに興味を有する顧客候補は多く、交渉中、契約締結済みのパイプラインは複数存在している状況であります。今後も開発投資や採用等の先行投資を進めつつ、中長期的な利益及びキャッシュ・フローの最大化を目指してまいります。

優秀な人材の採用及び育成

当社グループは、継続的な事業成長の実現に向けて、テクノロジーと金融の双方に明るい優秀な人材を採用し、強い組織体制を整備することが重要であると考えております。2022年3月末時点のプロダクト開発に関わる人員の割合は、グループ全体で68%（エンジニア、プロジェクトマネージャー、デザイナー、ウェブディレクターの合計）を占めており、顧客に対して質の高い金融サービスの開発・運用を提供できる体制が構築されております。今後も積極的な採用活動を推進していく一方で、各種社内勉強会の開催をはじめ、従業員が中長期にわたって活躍しやすい環境の整備、人事制度の構築やカルチャーの推進等を進めてまいります。

情報管理体制の継続的な強化

当社グループは、提供するサービスに関連して多くの個人情報を取り扱っており、情報管理体制を継続的に強化していくことが重要であると考えております。これらを保護するため、情報セキュリティポリシーを定め、この方針に従って適切に管理しておりますが、今後も社内研修の実施をはじめ、社内体制や管理方法の強化を行ってまいります。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

（特に重要なリスク）

（1）許認可の取消しについて

当社グループにおいて、当社は保険業法に基づく「少額短期保険持株会社」、当社子会社の株式会社スマートプラスは金融商品取引法に基づく「第一種金融商品取引業者」、「第二種金融商品取引業者」及び「投資運用業者」、当社子会社のスマートプラス少額短期保険株式会社は保険業法に基づく「少額短期保険業者」の登録を受けており、かかる許認可（登録）及び各規制法の遵守は、当社グループの事業運営上、重要な事項となっております。

当社グループが取得している許認可（登録）につき、有価証券報告書提出日現在において、事業主として欠格事由及びこれらの許認可（登録）の取消事由に該当する事実はないと認識しております。しかし、今後、欠格事由又は取消事由に該当する事実が発生し、許認可（登録）取消等の事態が発生した場合には、当社グループの業務に支障をきたすとともに、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があるため、特に重要なリスクと認識しております。

また、当社グループは、事業活動を行う上で、上記を含む様々な法律、規制、政策、実務慣行、会計制度及び税制等の法令諸規則を遵守して業務を行っておりますが、これらの法令諸規則は将来において新設・変更・廃止される可能性があり、その内容によっては、当社グループのサービスの提供が制限される、新たなリスク管理手法の導入その他の体制整備が必要となる等、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 金融庁からの処分について

当社子会社の株式会社スマートプラスは、関東財務局から金融商品取引法第29条に基づく第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業の登録を受け、金融商品取引法等の法令・規制等を遵守し事業を行っております。金融商品取引業については、金融商品取引法第52条第1項及び第4項若しくは同法第53条第3項、同法第54条により登録の取消しとなる要件が定められており、万が一、これらに該当した場合、登録の取消しを含む行政処分が下されます。

当社グループにおいて何らかの事由により諸法令等に違反する事象が発生した場合、行政指導・業務停止・登録取消等の行政処分を受ける可能性があります。その場合、当社グループの信用が著しく損なわれ、経営成績及び財政状態に重大な影響を与える可能性があります。

(3) システムトラブルについて

当社グループの事業は、インターネットを通じて提供されているものであり、システムの安定稼働が、業務遂行上、非常に重要であります。そのため、ネットワーク監視やシステム管理体制の構築等、継続的なシステム障害に対する取組みを実施しております。

しかしながら、プログラムの不具合、人為的ミス、不正アクセス、自然災害等の諸要因により、システム障害や情報漏洩が発生した場合には、当社グループへの信頼や企業イメージの低下や相当な費用負担により、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 個人情報保護について

当社グループは、金融インフラストラクチャ事業等を通して各種の個人情報を保有しております。当社グループは、個人情報の外部漏洩の防止はもちろん、不適切な利用、改ざん等の防止のため、個人情報の管理を事業運営上の重要事項と捉えております。個人情報保護基本規程及び情報システム管理規程を制定し、個人情報を厳格に管理するとともに、全従業員を対象として社内教育を徹底する等、個人情報の保護に関する法律及び関連法令並びに当社グループに適用される関連ガイドラインの遵守に努めるとともに、個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

しかしながら、万が一、外部からの不正アクセスや社内管理体制の瑕疵等により個人情報が外部に流出した場合や不適切な利用、改ざん等が発生した場合には、当社グループへの損害賠償請求や対応に多額の費用を要するほか、社会的信用の失墜により、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(その他のリスク)

(5) 金融業界の市況変動について

当社グループは、主に金融機関を対象に事業を展開しているため、景気の減速や急激な市況変動等の事態が発生した際には、金融機関による当社グループサービスへの支出等の事業活動が大きく減退する可能性があります。

万が一、金融業界の市況が大きく悪化した場合には、金融機関からの受注量等が減少し、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 金融商品にかかるマーケット変動について

当社グループが提供する証券インフラストラクチャ「BaaS」は、株式流通市場を用いたものであります。株式相場下落又は低迷により、流通市場の市場参加者が減少し、株券等の売買高が縮小する場合には、委託手数料から生じるレベニューシェアが減少する可能性があります。また、当社グループの株式会社スマートプラスは、個人向けの証券サービスを運営しており、当該サービスについても、株式相場下落又は低迷により、流通市場の市場参加者が減少し、株券等の売買高が縮小する場合には、委託手数料の減少等が発生する可能性があります。このような場合には、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 競合による事業環境変動について

当社グループは、今後においても顧客ニーズへの対応を図り、事業拡大に結び付けていく方針であります。しかしながら、これらの取組みが予測通りの成果をあげられない可能性や、画期的なサービスを展開する競合他社の出現、その他の競合等の結果、当社グループ及びそのサービスの競争優位性が失われ、当社グループの売上が低下する可能性があるほか、サービス価格の低下や利用者獲得のための広告宣伝費等の費用の増加を余儀なくされる可能性もあり、そのような場合には当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 技術革新等による事業環境変動について

当社グループが事業展開している金融業界では、技術革新や顧客及びエンドユーザーのニーズや嗜好の変化のスピードが非常に早く、金融関連事業者はその変化に柔軟に対応する必要があります。そのため当社グループは、最新の技術動向や環境変化を常に把握できる体制を構築するだけでなく、優秀な人材の確保及び教育等により技術革新や顧客ニーズの変化に迅速に対応できるよう努めております。

しかしながら、当社グループが技術革新や顧客ニーズの変化に適時に対応できない場合、又は、変化への対応のためにシステム投資や人件費等多くの費用を要する場合、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) サービスの信頼性低下リスク

当社グループが提供するサービスに関わる関係者には、法令遵守の徹底に加え、所定のルールに従い掲載前にウェブサイト上のコンテンツや広告の内容についてコンプライアンス部による入念なチェックを実施する等、コンプライアンスの遵守を徹底しております。また、各領域における関連法令に抵触することがないように、加えてサービスの信頼性を確保できるよう、専門家と連携を図りながら監修体制を導入しております。しかしながら、何らかの理由により正確性、公平性に欠けたサービスが提供された場合、当社グループの事業、経営成績及び社会的信用に影響を与える可能性があります。

(10) 金融インフラストラクチャの導入の遅延又は解消に関するリスク

当社グループが提供する金融インフラストラクチャは、大型のエンタープライズ向けSaaSビジネスであるため1件の導入が収益に大きく影響するという特徴があります。各プロジェクトにおいて想定以上に工数がかかった場合、納期の月ずれ、期ずれが発生する可能性があるほか、想定したパートナー企業や取引先との契約が締結されない、サービスの提供に至らない、パートナー企業や取引先との取引が様々な事情又は要因により解消される可能性があります。当該状況が発生した場合には当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 特定の提携先・取引先への依存リスク

当社グループは、当社子会社の第一種金融商品取引業者である株式会社スマートプラスが東京証券取引所への株式等の注文取次業務を行うために、東京証券取引所の総合取引参加者資格を有する大和証券株式会社と注文取次に関する提携を行っております。当該提携先が、財務面等事業上の問題に直面した場合、(業界再編等によって)戦略的志向を変更した場合又は当社グループが魅力的な提携相手でなくなったと判断した場合には、当社グループとの業務提携を望まなくなる、若しくは当該提携が解消される可能性があり、その場合には別の総合取引参加者である証券会社との提携を模索する必要があります。

万が一、当社グループが当該業務提携を継続できず、速やかに他の代替先に切り替えられない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(12) 事業領域の拡大にかかる潜在的リスク

当社グループは、「金融を'サービス'として再発明する」というミッションのもと、新しい事業やサービスを創出し、新たな事業領域にスピード感をもって参入することにより事業成長を続けております。一方でこのような事業展開を実現するためには、その事業固有のリスク要因が加わることとなり、本項に記載されていないリスク要因が当社グループのリスク要因となる可能性があります。そして、新規事業の参入のため、新たな人材の採用、システムの開発、営業体制の強化等追加的な投資が必要とされ、新規事業が安定的な収益を生み出すには長期的な時間が必要とされることがあります。また、新規に参入した事業の市場の拡大スピードや成長規模によっては、当初想定していた成果を挙げるできないことがあり、事業の停止、撤退等を余儀なくされ、当該事業用資産の処分や減損により損失が生じる可能性があります。

このような場合、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) M&Aにかかる潜在的リスク

当社グループは新規事業やサービスの拡大のため、M&Aをその有効な手段のひとつとして位置付けており、今後も必要に応じてM&Aを実施する方針です。当社グループは、M&Aに際して、対象企業のビジネス、財務内容及び法務等について詳細なデューデリジェンスを行い、各種リスクの低減を図る方針であります。

しかしながら、これらの調査の段階で確認又は想定されなかった事象がM&Aの実行後に発生又は判明する場合や、M&A実施後の統合や事業展開が計画通りに進まない場合には、当初期待した業績への寄与の効果が得られない可能性や、対象企業の投資価値の減損処理が必要になることも考えられ、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 自己資本規制比率を維持できないリスク

金融商品取引業者には、金融商品取引法及び金融商品取引業等に関する内閣府令に基づき、自己資本規制比率維持の規制が課されており、自己資本規制比率が120%を下回ることをしないようにする必要があります。有価証券報告書提出日時点では、当社子会社の株式会社スマートプラスにおいて同比率が120%を下回る事実はないと認識しております。

しかしながら、将来何らかの事由により定められた自己資本規制比率を維持できない場合は、業務停止や金融商品取引業者の登録の取消しを命じられる可能性があります。また、経営環境の悪化による損失計上等の要因により自己資本規制比率が著しく低下した場合には、比率を維持する観点から積極的にリスクをとり収益を追求することが困難となり、収益機会を逸する可能性が高まります。その結果、当社グループの営業活動に影響を与え、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 顧客資産の区分管理ができないリスク

金融商品取引業者は、顧客資産が適切かつ円滑に返還されるように顧客から預託を受けた金銭を自己の固有財産と区分して管理し、金銭信託に一本化することが義務付けられております。当社子会社の株式会社スマートプラスでは、複数の信託銀行と顧客区分管理信託契約を締結し、顧客資産の保全体制を整えております。

しかしながら、何らかの事由により当社グループにおいて金銭信託を実施できない事象が発生した場合、行政指導・業務停止・登録取消等の行政処分を受ける可能性があります。その場合、当社グループの信用が著しく損なわれ、経営成績及び財政状態に重大な影響を与える可能性があります。

(16) 金商業者の禁止行為に該当するリスク

金融商品取引業者は、金融商品取引法第38条により、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為や、顧客に対し不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて金融商品取引契約の締結を勧誘する行為等、様々な禁止行為が定められております。

当社グループでは、コンプライアンス規程等に禁止行為を織り込み役職員に対し周知徹底を図っておりますが、当社グループにおいて何らかの事由によりかかる法律に違反する事象が発生した場合、行政指導・業務停止・登録取消等の行政処分を受ける可能性があります。その場合、当社グループの信用が著しく損なわれ、経営成績及び財政状態に重大な影響を与える可能性があります。

(17) 犯罪収益移転防止法への未対応リスク

金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律及び犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯罪収益移転防止法」という。)は、顧客の本人確認及び記録の保存を法律上の義務とし、顧客管理体制の整備を促すことにより、テロ資金や犯罪収益の追跡のための情報確保とテロ資金供与及びマネー・ロンダリング等の利用防止を目的としております。

当社グループでは、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、当社グループ所定の本人確認書類等を顧客から徴収して本人確認を行うとともに反社会的勢力に該当しないことの確認を行い、顧客カードを作成して本人確認記録及び取引記録を保存する等、法令遵守を徹底しております。

しかしながら、当社グループにおいて何らかの事由によりかかる法令に違反する事象が発生した場合、行政処分や当社グループの信頼失墜等により、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に重大な影響を与える可能性があります。

(18) 保険業法への未対応リスク

当社の子会社であるスマートプラス少額短期保険株式会社は日本の少額短期保険会社であり、保険業法及び関連業規制の下、金融庁による包括的な規制等の広範な監督下にあります。また、保険業法においては、業務範囲の制限、一定の準備金の確保及び最低限のソルベンシー・マージン比率の維持等、少額短期保険会社が遵守すべき事項が定められております。

当社グループでは、スマートプラス少額短期保険株式会社においてリスク・コンプライアンス委員会を設置し、法令遵守に関する事項を一元的に管理するとともに、コンプライアンスに関する基本方針・行動規範を定め、役員に対し法令遵守の徹底を図っております。

しかしながら、何らかの事由によりかかる法律に違反する事象が発生した場合、行政指導・業務停止・登録取消等の行政処分を受ける可能性があります。その場合、当社グループの信用が著しく損なわれ、経営成績及び財政状態に重大な影響を与える可能性があります。

(19) 内部管理体制について

当社グループは、企業価値を最大化すべく、コーポレート・ガバナンスの充実を図る多様な施策を実施しております。また、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するため、これらに係る内部統制が有効に機能する体制を構築、整備、運用しております。

しかしながら、事業の急速な拡大等により、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(20) 人材の確保及び育成について

当社グループの事業においては、今後の事業拡大や新規事業の展開に伴い、エンジニアをはじめ事業運営に不可欠な人材を適時に確保し、それら人材を育成の上有機的に連携させる必要があると考えております。

しかしながら、日本国内における雇用環境によっては人材獲得競争が激化することになり、当社グループの必要とする人材が必要な時期に確保できない場合、エンジニアを含むキャリアや資格保有者等の人材育成が計画通り進まない場合、人材の社外流出が発生した場合、人材の獲得若しくはつなぎ止めのための労務費の増加等が発生した場合等には、競争力の低下や事業拡大の制約要因が生じ、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(21) 災害・紛争・事故について

当社グループにおいては、自然災害等が発生した場合に備え、事業継続計画の策定等有事の際の対応策検討と準備を推進しております。しかしながら、地震、台風、津波、豪雨、洪水等の自然災害、火災、停電、新型コロナウイルス感染症をはじめとする未知の感染症の拡大等が発生した場合、当社グループの事業運営に深刻な影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループの事業拠点である日本の首都圏において大規模な自然災害等が発生した場合には、サービスの提供等が止むを得ず一時的に停止する可能性もあり、このような場合、当社グループの信頼性やブランドイメージを毀損するだけでなく、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(22) 金融インフラストラクチャ事業の事業歴が浅いことについて

当社は2013年12月に設立され、2014年11月に株式投資教育アプリ「あすかぶ!」をリリースし、フィンテックソリューションの提供を開始し、また、2016年8月に「株式会社ナウキャスト」を株式交換により完全子会社化し、ビッグデータ解析事業へ参入した事業歴の比較的短い会社であり、とりわけ金融インフラストラクチャ事業は2019年11月より外部パートナー企業への提供を開始しておりますが、提供開始後の経過期間は3年程度と業歴の浅い事業です。このように当社グループが営む事業が伝統的な金融事業そのものとは異なる新規性を有し、技術革新や競合他社との競争等激しい事業環境の変化に晒されていることに加え、当社グループにおけるかかる事業の業績も浅いことから、当該事業の過年度の経営成績は期間業績比較を行うための十分な材料とはならず、過年度の実績のみでは今後の業績を判断する情報としては不十分な可能性があります。

(23) 特定経営者への依存について

代表取締役社長CEOである林良太は、創業以来代表取締役を務めております。同氏は、当社グループの経営方針や事業戦略構築、信用力の向上等において重要な役割を果たしております。当社グループは事業拡大に伴い、取締役会等における役員及び幹部社員との情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に依存しない経営体質の構築を進めておりますが、何らかの理由により同氏が業務を継続することが困難となった場合には、当社グループの今後の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(24) 先行投資と赤字計上について

当社グループが提供する金融インフラストラクチャ事業は、開発費用の支出、エンジニア人員の採用等の先行投資を必要とする事業であり、結果として当社は連結業績において営業赤字を継続して計上しております。今後もより多くの実績拡大を目指して、研究開発及びエンジニア人員等の優秀な人材の採用・育成を行ってまいります。かかる投資に際しては計画的に行うとともに、導入実績の増加、売上高の拡大及び収益性の向上に向けた取組みを行っていく方針であります。しかしながら、想定通りの導入実績の獲得が進まない場合等には、引き続き連結営業赤字の計上が継続する等、当社グループの事業及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(25) 配当政策について

当社は、現在成長段階にあると認識しており、事業拡大や組織体制整備への投資のため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来配当を実施しておらず、今後の配当実施の可能性及び時期については未定であります。しかしながら、株主還元を適切に行っていくことが経営上重要であると認識しており、事業基盤の整備状況や投資計画、業績や財政状態等を総合的に勘案しながら、将来的には安定的な配当を行うことを検討していく方針であります。当社の業績、投資計画その他の事情により、今後も配当が実施できず、又は、実施しない可能性があります。

(26) 訴訟について

当社グループは、有価証券報告書提出日現在において、訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、事業を展開するなかで、当社グループが提供するサービスの不備、情報漏洩等により、何かしらの問題が生じた場合等、これらに起因した損害賠償の請求、訴訟の提起がなされる可能性があります。その場合には、当該訴訟に対する防御のために費用と時間を要する可能性があるほか、当社グループの社会的信用が毀損され、また損害賠償の金額、訴訟内容及び結果によっては、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(27) 知的財産権の管理について

当社グループは、運営するコンテンツ及びサービスに関する知的財産権の獲得に努めております。また、第三者の知的財産権の侵害を防ぐ体制として、当社グループの管理部門及び顧問弁護士への委託等による事前調査を行っております。しかしながら、万が一、当社グループが第三者の知的財産権を侵害した場合には、当該第三者から損害賠償請求や使用差止請求等の訴えを起こされる可能性があり、これらに対する対価の支払いやこれらに伴うサービス内容の変更の必要等が発生する可能性があります。また、当社グループが保有する知的財産権について、第三者により侵害される可能性があるほか、当社グループが保有する権利の権利化ができない場合もあります。こうした場合、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(28) 新型コロナウイルス感染症の影響について

当社グループが展開する事業は、新型コロナウイルス感染症により、企業のデジタルトランスフォーメーションの必要性の高まりに伴い需要が増しており、今後も新型コロナウイルス感染症に対する社会的な変化に後押しされる可能性があります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大が終息に向かわず、長期間にわたり拡大が続いた場合には、深刻な経済的影響が生じ、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ(当社及び連結子会社)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要は次の通りです。なお、当社は、2020年6月5日開催の臨時株主総会により、決算期を11月末から3月末に変更しております。従って、第7期は2019年12月1日から2021年3月31日までの16ヶ月間となっております。そのため、前連結会計年度との比較分析は行っていません。

経営成績の状況

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、「金融を「サービス」として再発明する」をミッションに掲げております。このミッションのもと、金融サービス事業者向けの次世代クラウド基幹システムの提供等を通じて、パートナー企業とともに人々にとって遠い存在である金融サービスを暮らしに寄り添ったものにするを旨としております。

今般、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、わが国経済において景気の先行き不透明感が広がっているものの、金融サービスにおけるデジタルトランスフォーメーションが急速に後押しし、当社グループが提供するサービスのニーズもより一層高まっていると認識しております。

このような事業環境のもと、当連結会計年度においては、継続的な事業成長を実現するため、引き続き人材採用や機能拡充に積極的に取り組んでまいりました。

この結果、前連結会計年度末以降、金融インフラストラクチャ事業のパートナー数が増加、ビッグデータ解析事業のデータライセンス契約件数が増加したことにより、フロー収益及びストック収益が拡大し、当連結会計年度における売上高2,724,097千円、営業損失542,605千円、経常損失588,919千円、親会社株主に帰属する当期純損失669,944千円となりました。

セグメント別の業績は以下の通りです。

() 金融インフラストラクチャ事業

金融インフラストラクチャ事業では、金融サービスを運営するのに必要となる複雑な基幹システムを、クラウド上でSaaS型のシステムとして顧客に提供するものであります。

証券インフラストラクチャビジネスでは、当連結会計年度においては、新規パートナーの獲得に向けた「BaaS」の機能及び金融商品の拡充と、合意済みのパートナーとのサービスローンチに向けた初期開発に注力いたしました。「BaaS」の機能及び金融商品の拡充については、米国株式や合同金銭信託の取り扱いを開始したほか、独自性のある投資一任サービスを迅速かつ容易に構築できるプラットフォーム「Digital Wealth Manager」を開発いたしました。サービスの初期開発については、IFAの株式会社Japan Asset Managementによる独自の資産運用サービス「JAM WRAP」並びにニッセイアセットマネジメント株式会社による個人向けファンドラップサービス「Goal Navi」の2件をローンチしました。この結果、「BaaS」上での稼働サービス数は5サービス(前連結会計年度末時点：3サービス)となっております。

保険インフラストラクチャビジネスでは、当連結会計年度においては、新規パートナーの獲得に向けた「Inspire」の機能拡充として、保険金自動送金機能をはじめ複数の機能追加を行ったほか、合意済みのパートナーへの「Inspire」の初期導入支援に注力し、株式会社エボス少額短期保険ならびに日本生命保険相互会社の子会社であるニッセイプラス少額短期保険株式会社へ「Inspire」を導入いたしました。その結果、「Inspire」の導入企業数は4社(前連結会計年度末時点：2社)となっております。

コスト面については、証券インフラストラクチャビジネス及び保険インフラストラクチャともに、将来のビジネス拡大を見据え、引き続き人材採用、機能拡充の先行投資を行ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の金融インフラストラクチャ事業の売上高は1,127,366千円、セグメント損失は784,286千円を計上しました。

() フィンテックソリューション事業

フィンテックソリューション事業では、金融機関向けにデジタルトランスフォーメーション及びデジタルマーケティングの支援を行っております。

ソリューションビジネスでは、株式会社三菱UFJ銀行に当社のソリューションが採用され、同社の「Money Canvas」のシステム構築支援プロジェクトを納品いたしました。

以上の結果、新プロジェクトからのフロー収益が拡大し、当連結会計年度のフィンテックソリューション事業の売上高は832,736千円、セグメント利益は112,748千円となりました。

() ビッグデータ解析事業

ビッグデータ解析事業は、ビッグデータを保有する企業のデータ利活用の促進を支援しており、企業の持つビッグデータを機関投資家や官公庁に提供するデータライセンスビジネスや、企業のデータ利活用を支援するデータ解析支援ビジネスを行っております。

データライセンスビジネスでは、機関投資家向けにオルタナティブデータを提供する「Alterna Data」において、顧客層拡大のためレポートサービス及びウェブポータルサービスの拡充に注力いたしました。

以上の結果、「Alterna Data」の契約件数が伸長し、当連結会計年度のビッグデータ解析事業の売上高は763,994千円、セグメント利益は144,775千円となりました。

財政状態の状況

(資産)

当連結会計期間末における総資産合計は15,854,286千円となり、前連結会計年度末に比べて3,199,190千円増加いたしました。

流動資産は15,620,047千円となり、前連結会計年度末と比較して3,193,595千円増加いたしました。これは主に現金及び預金が1,474,289千円、証券インフラストラクチャビジネスの規模拡大に伴って証券業における預託金、信用取引資産、並びに短期差入保証金が1,340,108千円増加したこと等によるものであります。

固定資産は234,239千円となり、前連結会計年度末と比較して5,595千円増加いたしました。これは主に長期差入保証金が22,101千円増加した一方で、ソフトウェア仮勘定が16,008千円減少したこと等によるものであります。

(負債)

当連結会計期間末における負債合計は6,665,159千円となり、前連結会計年度末と比較して496,014千円増加いたしました。

流動負債は6,578,737千円となり、前連結会計年度末に比べて581,260千円増加いたしました。これは主に、1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債が150,000千円減少した一方で、証券インフラストラクチャビジネスの規模拡大に伴って証券業における預り金、信用取引負債、受入保証金が502,016千円、ビッグデータ解析事業のパートナー数の増加に伴い契約負債が110,064千円、未払法人税等が56,665千円増加したこと等によるものであります。

固定負債及び特別法上の準備金は86,422千円となり、前連結会計年度末に比べて85,246千円減少いたしました。これは主に、長期借入金から1年内返済予定の長期借入金への振替により100,500千円減少したこと等によるものであります。

(純資産)

当連結会計期間末における純資産合計は9,189,127千円となり、前連結会計年度末に比べて2,703,176千円増加いたしました。これは主に、新株発行による増資、および無担保転換社債型新株予約権付社債の新株への転換に伴い、資本金が1,747,112千円、資本剰余金が1,747,112千円増加した一方で、親会社株主に帰属する当期純損失により利益剰余金が669,944千円、非支配株主持分が125,445千円減少したこと等によるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、営業活動によるキャッシュ・フローが1,528,379千円の資金減、投資活動によるキャッシュ・フローが279,399千円の資金減、財務活動によるキャッシュ・フローが3,266,100千円の資金増となりました。

また、現金及び現金同等物に係る換算差額15,968千円の資金増を含めた結果、当期連結会計年度の資金残高は、前連結会計年度末に比べ1,474,289千円増加し、5,792,996千円となりました。当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により使用した資金は1,528,379千円となりました。この主な減少要因として、税金等調整前当期純損失732,614千円、証券業における信用取引資産および信用取引負債の減少838,019千円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は279,399千円となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出254,244千円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により得られた資金は3,266,100千円となりました。この主な減少要因として、長期借入金の返済による支出75,000千円があった一方で、増加要因として、新株発行による収入3,341,100千円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a 生産実績

当社グループが営む事業は、金融サービスの構築・運営を可能にする次世代クラウド基幹システムを提供する金融インフラストラクチャ事業、金融機関のデジタルトランスフォーメーションのニーズに対応したソリューションの提供を行うフィンテックソリューション事業、及びオルタナティブデータを提供するビッグデータ解析事業であり、提供するサービスの性質上、生産実績の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

b 受注実績

当社グループでは、受注販売を行っておりますが、受注から売上高計上までの期間が短期であるため、受注実績は記載しておりません。

c 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) (千円)	前年同期比(%)
金融インフラストラクチャ事業	1,127,366	-
フィンテックソリューション事業	832,736	-
ビッグデータ解析事業	763,994	-
合計	2,724,097	-

(注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。

2. 決算期変更に伴い、前連結会計年度は16ヶ月の変則決算となっておりますので、前年同期比については記載しておりません。

3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社三菱UFJ銀行	-	-	347,886	12.8
ニッセイアセット マネジメント株式会社	-	-	326,337	12.0
ANA X株式会社	593,239	21.6	-	-

4. 決算期変更に伴い、上記記載の販売高は、前連結会計年度は16ヶ月間、当連結会計年度は12ヶ月間となっております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たり、見積りが必要な事項につきましては、一定の会計基準の範囲内に合理的な基準に基づき、会計上の見積りを行っております。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や将来における発生の可能性等を勘案し合理的に判断しておりますが、判断時には予期し得なかった事象等の発生により、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

(固定資産の減損)

当社グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、減損処理が必要となる可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

当社グループは、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があるかと判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

1. 経営成績の分析・評価

前連結会計年度は、決算期変更に伴い、16ヶ月の変則決算となっておりますので、前年同期比については記載しておりません。

(売上高)

当連結会計年度において、売上高は2,724,097千円となりました。金融インフラストラクチャ事業における、ニッセイアセットマネジメント株式会社による個人向けファンドラップサービス「Goal Navi」のローンチ、フィンテックソリューション事業における、株式会社三菱UFJ銀行の「Money Canvas」システム構築支援プロジェクトの納品、ビッグデータ解析事業における、「Alterna Data」契約件数の大幅な伸長が当連結会計年度の売上高に特に大きく貢献しました。

(営業損失)

当連結会計年度において、売上原価は1,057,532千円、販売費及び一般管理費は2,209,170千円となりました。将来のビジネス拡大を見据え、引き続き人材採用、金融インフラストラクチャの機能拡充にかかる先行投資を行ってまいりました。

この結果、営業損失は542,605千円となりました。

(経常損失)

当連結会計年度において、営業外収益が1,697千円、営業外費用が48,011千円発生し、経常損失は588,919千円となりました。

(当期純損失)

当連結会計年度において、特別利益が26,624千円、特別損失が170,320千円発生し、法人税等合計は70,135千円となりました。

この結果、当期純損失は802,749千円、親会社株主に帰属する当期純損失669,944千円となりました。

2. 財政状態の分析

財政状態の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」に記載の通りであります。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

キャッシュ・フローの分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載の通りです。当社グループにおける主な資金需要は、人件費等の運転資金及び設備投資資金であります。財政状態等や資金使途を勘案しながら、運転資金は自己資金を基本としつつ、投資資金は自己資金並びに金融機関からの長期借入及びエクイティファイナンスによる外部からの資金調達についても資金需要の額や用途、当該タイミングにおける金利及び資本コストを比較した上で優先順位を検討して実施することを基本としております。

目標とする経営指標

当社グループは、売上高の継続的かつ累積的な増加を実現するため、金融インフラストラクチャ事業のパートナー数を、目標とする経営指標として位置づけています。

第8期連結会計年度末時点のパートナー数は9件で、第7期連結会計年度末比+4件となっております。デジタルトランスフォーメーションの必要性が高まる中で、投資運用会社からの投資一任サービスのプラットフォーム導入や、少額短期保険会社及び損害保険会社からのオンライン販売用の基幹システムの導入に関する需要が旺盛となったことで、パートナー数が増加したものと分析しております。

金融インフラストラクチャ事業におけるパートナー数

	2018年11月 期末	2019年11月 期末	2021年3月 期末	2022年3月 期末
証券インフラストラクチャ	1	2	3	5
保険インフラストラクチャ	0	0	2	4
合計	1	2	5	9

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「2 事業等のリスク」をご参照ください。

経営者の問題意識と今後の方針について

当社グループは、これまでインフラストラクチャの安定稼働と業務プロセスの確立を優先し安定的な成長を続けておりました。今後は、様々なニーズに応えられるよう金融インフラストラクチャの機能拡充を図るとともに、大企業向けの事業開発チームを確立し、パートナー数の拡大に取り組んでまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資等の総額は186,718千円であります。その主なものは、ソフトウェアの取得182,375千円、什器備品の取得4,342千円であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

事務所の賃貸が主であり、主要な設備はありません。当連結会計年度における賃借料は52,687千円であります。

(2) 国内子会社

2022年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
				工具、器具 及び備品	ソフトウェ ア	その他	合計	
株式会社 Finat ext	本社 (東京都 千代田区)	金融インフラ ストラクチャ 事業 フィンテック ソリューション 事業 ビッグデータ 解析事業	ソフトウェア 開発設備等	1,067	63,270		64,337	61
株式会社ナ ウキャスト	本社 (東京都 千代田区)	ビッグデータ 解析事業	解析設備等	334		129	463	22

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 従業員数は就業人員数(業務委託契約締結者、派遣社員及び社外から当社への出向者を除く)であります。

3. 上記以外の連結子会社においては、事務所の賃貸が主であり、主要な設備はありません。

(3) 在外子会社

主要な設備はありません。

【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
株式会社 スマート プラス	本社 (東京都千代田 区)	金融インフラ ストラクチャ 事業	ソフトウェア	10,000	-	自己資金	2022年4月	2022年9月	(注)1
				10,000	-	自己資金	2022年10月	2023年3月	(注)2
株式会社 Fina text	本社 (東京都千代田 区)	金融インフラ ストラクチャ 事業	ソフトウェア	15,000	-	自己資金	2022年4月	2022年9月	(注)3
				20,000	-	自己資金	2022年10月	2023年3月	(注)4
				45,000	-	自己資金	2022年4月	2023年3月	(注)5

- (注) 1 . Digital Wealth Managerの機能拡充のためのシステム投資であります。完成後の増加能力につきましては、計数的把握が困難なため、記載を省略しております。
- 2 . IFA(Independent Financial Advisor)法人向けのサービス提供のためのシステム投資であります。完成後の増加能力につきましては、計数的把握が困難なため、記載を省略しております。
- 3 . 保険インフラストラクチャInspireの機能拡充のためのシステム投資であります。完成後の増加能力につきましては、計数的把握が困難なため、記載を省略しております。
- 4 . .保険インフラストラクチャInspireにおいて、新たな保険商品を取扱うためのシステム投資であります。完成後の増加能力につきましては、計数的把握が困難なため、記載を省略しております。
- 5 . クレジットインフラストラクチャビジネス開始のためのシステム投資であります。完成後の増加能力につきましては、計数的把握が困難なため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	174,000,000
計	174,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2022年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2022年6月23日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	48,754,628	48,754,628	東京証券取引所 マザーズ市場(事業 年度末現在)グロー ス市場(提出日現 在)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式であり ます。なお、単元株式数は 100株であります。
計	48,754,628	48,754,628		

(注) 提出日現在の発行数には、2022年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

イ．第1回新株予約権

決議年月日	2017年2月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2
新株予約権の数(個)	992,324 (注)6 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 992,324 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	70 (注)2
新株予約権の行使期間	2020年2月28日～2027年2月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 70 資本組入額 35
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、株主総会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2022年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在における内容の変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整(ただし、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ)、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記の他、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて払込価格の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に払込価格の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の普通株式が国内外の金融商品取引所若しくはこれに類するものであって、外国に所在し国際的に認知されているものに上場した後、又は当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された日、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された日、及び当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された日(いずれも、株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会がなされた場合)が到来してから、当該新株予約権の権利行使をすることができる。

- (2) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は関係会社の取締役、監査役、執行役員若しくは従業員のいずれかの地位にあることを要する。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 新株予約権者に法令、定款若しくは社内規則に違反する重大な行為があった場合(刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法423条の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合及び懲戒解雇された場合を含むがこれらに限られない。)、又は新株予約権の付与の目的上当該新株予約権者に新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社取締役会が定める事由が生じた場合は、当該新株予約権者は、以後新株予約権を行使することができないものとする。
- (5) 当該新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は、禁止とする。
- (6) 各新株予約権1個あたりの一部の行使はすることができないものとする。

4. 新株予約権の取得条項

- (1) 新株予約権者が上記(注)3に規定する行使の条件を満たさなくなったことにより、その保有する新株予約権を行使できなくなった場合、当社は、当該新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (2) 新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書又は計画書等に記載された条件に基づき、会社法236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

6. 本新株予約権発行時(2017年2月27日時点)の新株予約権の総数は1,700,000個ですが、本新株予約権者からの申し出により、当該新株予約権者が保有するそれぞれ以下の新株予約権が放棄され、消滅しております。

対象者	放棄した日	放棄され、消滅した新株予約権の数
新株予約権者	2017年11月17日	392,000個
新株予約権者	2018年1月31日	157,838個
新株予約権者	2018年1月31日	157,838個

ロ. 第2回新株予約権(インセンティブ・プランとしての時価発行新株予約権信託)

決議年月日	2017年11月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	(注)7
新株予約権の数(個)	17,190 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,719,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	87 (注)3
新株予約権の行使期間	2017年11月30日～2027年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 87 資本組入額 44
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2022年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在における内容の変更はありません。

- (注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき170円で発行しております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株であります。
- ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整(ただし、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ)、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記の他、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて払込価格の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に払込価格の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の割当てを受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとする。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて、次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

上記(注)3において定められた払込価額を下回る価格を対価とする、当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。)

本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、上記(注)3において定められた払込価額を下回る価格を対価とする売買、その他の取引が行われたとき(但し、株主間契約や従業員持株会の規則に基づく場合等、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)

本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、上記(注)3において定められた払込価額を下回る価格となったとき。

本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が、上記(注)3において定められた払込価額を下回ったとき(但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとする。)

- (3) 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社及びその子会社・関連会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第274条第3項に基づく本新株予約権者に対する通知は、本新株予約権者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予

約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)3で定められる払込価額を調整して得られる再編後払込価額に、上記(注)6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。またこの場合、本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記(注)4に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記(注)5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 当社グループの企業価値増大を図ることを目的に、将来の当社グループの役職員等に対するインセンティブ・プランとして、2017年11月27日開催の臨時株主総会並びに臨時普通株主種類株主総会決議に基づき、同日付で公認会計士・税理士 伊藤英佑を受託者として「時価発行新株予約権信託」(以下「本信託(第2回新株予約権)」といいます。))を設定しており、当社は本信託(第2回新株予約権)に対して、会社法に基づき2017年11月30日に第2回新株予約権(2017年11月27日臨時株主総会並びに臨時普通株主種類株主総会決議)を発行しております。

本信託(第2回新株予約権)は、当社グループの役職員等に対して、将来の功績に応じて、公認会計士・税理士 伊藤英佑に付与した第2回新株予約権17,190個(1個あたり100株相当)を分配するものです。

既存の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、当社グループの役職員等に対して、将来の功績評価を基に将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社グループの役職員等に対しても、新株予約権の分配を可能とするものであります。

第2回新株予約権の分配を受けた者は、当該第2回新株予約権の発行要領及び取扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。

本信託(第2回新株予約権)は2つの契約(A01とA02)により構成され、それらの概要は以下のとおりであります。

名称	時価発行新株予約権信託
委託者	林 良太
信託契約日	2017年11月27日
信託の種類と新株予約権数	(A01) 8,595個 (A02) 8,595個
交付日	(A01)2020年11月30日又は金融商品取引所に上場後半年が経過する日のいずれか遅い日(但し、当該日が営業日でないときは当該日の翌営業日)の正午 (A02)2022年11月30日又は金融商品取引所に上場後2年半が経過する日のいずれか遅い日(但し、当該日が営業日でないときは当該日の翌営業日)の正午
信託の目的	(A01)に第2回新株予約権8,595個(1個あたり100株相当) (A02)に第2回新株予約権8,595個(1個あたり100株相当)
受益者適格要件	当社グループの役職員等を受益者候補者とし、当社が指定し、本信託(第2回新株予約権)に係る信託契約の定めるところにより、受益者として確定した者を受益者としします。

八. 第3回新株予約権

決議年月日	2017年11月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3
新株予約権の数(個)	11,505 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,150,500 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	87 (注)3
新株予約権の行使期間	2017年11月30日～2027年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 87 資本組入額 44
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2022年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在における内容の変更はありません。

- (注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき170円で有償発行しております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整(ただし、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ)、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記の他、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて払込価格の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に払込価格の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて、次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

上記(注)3において定められた払込価額を下回る価格を対価とする、当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。)

本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、上記(注)3において定められた払込価額を下回る価格を対価とする売買、その他の取引が行われたとき(但し、株主間契約や従業員持株会の規則に基づく場合等、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)

本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、上記(注)3において定められた払込価額を下回る価格となったとき。

本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が、上記(注)3において定められた払込価額を下回ったとき(但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとする。)

- (2) 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社及びその子会社・関連会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第274条第3項に基づく本新株予約権者に対する通知は、本新株予約権者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)3で定められる払込価額を調整して得られる再編後払込価額に、上記(注)6(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。またこの場合、本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記(注)4に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記(注)5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

二．第4回新株予約権

決議年月日	2018年2月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2
新株予約権の数(個)	3,156 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 315,600 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	87 (注)3
新株予約権の行使期間	2018年2月28日～2028年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 87 資本組入額 44
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2022年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在における内容の変更はありません。

- (注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき170円で有償発行しております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整(ただし、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ)、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記の他、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて払込価格の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に払込価格の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて、次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

上記(注)3において定められた払込価額を下回る価格を対価とする、当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。)

本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、上記(注)3において定められた払込価額を下回る価格を対価とする売買、その他の取引が行われたとき(但し、株主間契約や従業員持株会の規則に基づく場合等、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)

本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、上記(注)3において定められた払込価額を下回る価格となったとき。

本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が、上記(注)3において定められた払込価額を下回ったとき(但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとする。)

- (2) 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社及びその子会社・関連会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第274条第3項に基づく本新株予約権者に対する通知は、本新株予約権者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)3で定められる払込価額を調整して得られる再編後払込価額に、上記(注)6(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。またこの場合、本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記(注) 4 に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記(注) 5 に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2017年5月31日 (注) 1	B種優先株式 5,000,000	普通株式 29,494,080 A種優先株式 1,866,816 B種優先株式 5,000,000	712,500	743,780	712,500	1,050,060
2017年7月6日 (注) 2		普通株式 29,494,080 A種優先株式 1,866,816 B種優先株式 5,000,000	643,780	100,000	643,780	1,693,840
2018年6月15日 (注) 3	普通株式 1,193,439	普通株式 28,300,641 A種優先株式 1,866,816 B種優先株式 5,000,000		100,000		1,693,840
2018年7月27日 (注) 4	C種優先株式 8,356,546	普通株式 28,300,641 A種優先株式 1,866,816 B種優先株式 5,000,000 C種優先株式 8,356,546	3,000,000	3,100,000	3,000,000	4,693,840
2018年9月30日 (注) 5		普通株式 28,300,641 A種優先株式 1,866,816 B種優先株式 5,000,000 C種優先株式 8,356,546	3,000,000	100,000	3,000,000	7,693,840
2021年7月28日 (注) 6	普通株式 15,223,362 A種優先株式 1,866,816 B種優先株式 5,000,000 C種優先株式 8,356,546	普通株式 43,524,003		100,000		7,693,840
2021年8月6日 (注) 7	普通株式 2,430,625	普通株式 45,954,628	76,562	176,562	76,562	7,770,402
2021年12月21日 (注) 8	普通株式 2,800,000	普通株式 48,754,628	1,670,550	1,847,112	1,670,550	9,440,952

(注) 1. 有償第三者割当

B種優先株式 発行価格 285円

資本組入額 142.5円

割当先 ジャフコSV5 共有投資事業有限責任組合

ジャフコSV5 スター投資事業有限責任組合

2. 2017年5月19日開催の臨時株主総会決議に基づき、今後の資本政策上の柔軟性及び機動性を確保することを目的に、資本金額を減少させ、資本準備金に振り替えたものであります。なお、資本金の減資割合は86.6%となっております。

3. 2018年5月28日開催の取締役会決議に基づき、自己株式の消却を行ったものです。

4. 有償第三者割当

C種優先株式 発行価格 718円

資本組入額 359円

割当先 KDDI株式会社

ジャフコSV5 共有投資事業有限責任組合

ジャフコSV5 スター投資事業有限責任組合

株式会社SMBC信託銀行

5. 2018年7月25日開催の臨時株主総会決議に基づき、今後の資本政策上の柔軟性及び機動性を確保することを目的に、資本金額を減少させ、資本準備金に振り替えたものであります。なお、資本金の減資割合は96.8%となっております。

6. 大和証券株式会社からの要請に基づき、2021年7月28日開催の臨時取締役会決議により、A種、B種及びC種優先株式の全部を取得し、これと引換えにA種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主に対し普通株式を交付したものです。また、取得したA種、B種及びC種優先株式の全部を、2021年7月28日開催の臨時取締役会決議に基づき、消却を行っております。

7. UTEC3号投資事業有限責任組合に対し、2016年8月17日付で発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の社債要項に基づき、2021年8月6日付で新株予約権が行使されたものです。

8. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,290円

引受価額 1,193.25円

資本組入額 596.625円

(5) 【所有者別状況】

2022年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	7	25	228	35	21	14,115	14,431	
所有株式数(単元)	-	19,197	4,696	59,519	50,462	165	353,476	487,515	3,128
所有株式数の割合(%)	-	3.9	1.0	12.2	10.4	0.0	72.5	100.0	

(6) 【大株主の状況】

2022年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
林 良太	東京都千代田区	18,287,630	37.5
auフィナンシャルホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1丁目19-1 日本橋ダイヤビルディング17階	3,203,385	6.6
GIC PRIVATE LIMITED - C(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	168 ROBINSON ROAD #37-01 CAPITAL TOWER SINGAPORE 068912	2,033,100	4.2
UTE C 3号投資事業有限責任組合	東京都文京区本郷7丁目3-1	1,931,558	4.0
ジャフコSV5共有投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門1丁目23-1	1,764,182	3.6
株式会社GCIキャピタル	東京都千代田区大手町2丁目6-4	1,287,525	2.6
INDUS JAPAN LONG ONLY MASTER FUND, LTD(常任代理人香港上海銀行東京支店)	89 NEXUS WAY, CAMANABAY, GRAND CAYMAN KY1-9007	956,800	2.0
株式会社日本経済新聞社	東京都千代田区大手町1丁目3-7	933,408	1.9
渡辺 努	東京都町田市	898,800	1.8
戸田 真史	東京都世田谷区	700,020	1.4
計		31,996,408	65.6

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2022年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 48,751,500	487,515	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 3,128		
発行済株式総数	48,754,628		
総株主の議決権		487,515	

【自己株式等】

2022年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第1号によるA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	A種優先株式 1,866,816 B種優先株式 5,000,000 C種優先株式 8,356,546 (注)	
当期間における取得自己株式		

(注) 主幹証券からの要請に基づき、2021年7月28日開催の臨時取締役会決議により、A種、B種及びC種優先株式の全部を取得し、これと引換えにA種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主に対し普通株式を交付しております。また、取得したA種、B種及びC種優先株式の全部を、2021年7月28日開催の臨時取締役会決議に基づき、同日付で消却を行っております。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式	A種優先株式 1,866,816 B種優先株式 5,000,000 C種優先株式 8,356,546 (注)			
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他(-)				
保有自己株式数				

(注) 2021年7月28日開催の臨時取締役会決議に基づき、同日付で消却を行っております。

3 【配当政策】

当社グループは株主還元を経営上の重要な課題と認識しており、業績や事業拡大に向けた資金需要に対応した内部留保の確保を総合的に勘案した上で、中長期的には安定的かつ継続的な配当を実施する方針です。しかしながら、現時点で当社は成長過程にあるため、将来の事業展開と財務体質強化のために創業以来必要な内部留保の確保を優先しております。内部留保資金については、当社グループの諸事業の事業資金、及び新規事業等に必要な成長投資に利用することにより、企業価値向上に努める考えであります。現時点において今後の配当実施の可能性及びその実施時期等につきましては未定であります。

当社は、配当を行う場合には、期末配当にて年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。なお、当社は9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社グループは、株主重視の基本方針に基づき、継続企業としての収益の拡大と企業価値の向上のため、経営管理体制を整備し、経営の効率化と迅速化を進めてまいります。同時に、社会における企業の責務を認識し、各種サービスを通じた社会貢献、当社グループを取り巻く利害関係者の調和ある利益の実現に取り組んでまいります。これらを踏まえ、経営管理体制の整備に当たり、事業活動の透明性及び客観性を確保すべく、業務執行に対するモニタリング体制の整備を進め、適時情報公開を行ってまいります。

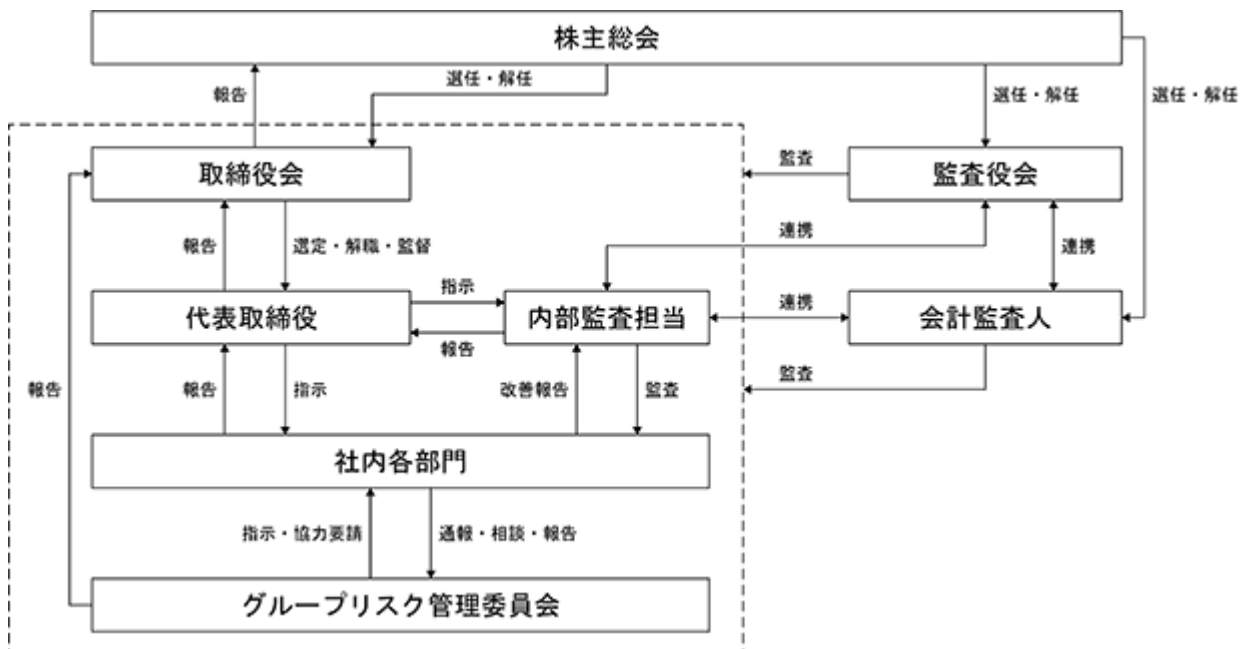
1 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

A) 企業統治の体制の概要

当社は会社法に基づく機関として株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、内部監査担当を選任しております。取締役会が迅速かつ適正に重要業務の執行の決定と個々の取締役の職務執行の監督を行い、全員が社外監査役で構成される監査役会は公正かつ独立の立場から監査しております。

当社は、この体制が当社の持続的発展、持続的な株主価値の向上に有効であると考えております。

当社の企業統治の体制の模式図は以下の通りであります。



a) 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長を議長として、取締役4名で構成され、うち1名は社外取締役であります。毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて随時、臨時取締役会を開催し、相互に取締役としての職務執行を監督し、経営判断の原則に基づき迅速に意思決定を行っています。当該取締役会には監査役3名も出席し、職務の執行状況について、法令・定款に違反しないかのチェックを行うとともに、必要に応じて意見を述べております。

本書提出日現在における議長及び構成員並びに出席者の氏名は以下のとおりであります。

議長：代表取締役社長CEO 林良太

構成員：取締役CFO 伊藤祐一郎、取締役CTO/CISO 田島悟史、社外取締役 山内英貴

出席者：常勤監査役 佐藤守、社外監査役 野村亮輔、社外監査役 片岡久依

b) 監査役会

当社は監査役会を設置しております。監査役会は、常勤監査役を議長として、監査役3名(うち社外監査役3名)で構成され、コーポレート・ガバナンスの運営状況を監督し、取締役の職務執行を含む日常活動の業務監査及び会計監査を実施しております。また、内部監査担当の報告を聴取し、代表取締役とも原則として毎月1回意見交換を行っており、常時重要項目の協議を行っています。

本書提出日現在における議長及び構成員の氏名は以下のとおりであります。

議長：常勤監査役 佐藤守

構成員：社外監査役 野村亮輔、社外監査役 片岡久依

c) 内部監査

当社は独立した内部監査部署を設置しておりませんが、代表取締役が任命する内部監査担当3名が当社及び子会社の業務監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。株式会社スマートプラス及びスマートプラス少額短期保険株式会社においては、同社内に専任の内部監査部を設置し、内部監査担当のうち2名がそれぞれの子会社の内部監査を実施しております。当社及び子会社の内部監査担当は内部監査以外の業務を行っておらず、自己監査としない体制としております。代表取締役は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査担当と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

d) グループリスク管理委員会

事業活動を行うに当たり発生しうるリスクを回避・防止するための管理体制の整備、発生したリスクへの対応策を実施するために、常勤取締役、常勤監査役、国内子会社代表取締役、内部監査担当を構成員とするグループリスク管理委員会を設置しています。同委員会は、当社グループが認識すべきコンプライアンス及びリスク管理上の問題を整理し対策を協議する場として、毎月1回開催しております。

本書提出日現在における委員長及び構成員の氏名は以下のとおりであります。

委員長：代表取締役社長CEO 林良太

構成員：取締役CFO 伊藤祐一郎、取締役CTO/CISO 田島悟史、常勤監査役 佐藤守、
子会社代表取締役5名、内部監査担当2名

e) 会計監査人

当社は、PwCあらた有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はありません。

f) 経営会議

グループ横断的に事業活動を推進するため、常勤取締役、常勤監査役、事業責任者、経理担当、内部監査担当を構成員とする経営会議を実施しています。同会議は当社グループ横断的な経営課題や事業活動推進のための方策等を協議する場として、毎月1回開催しております。

本書提出日現在における議長及び構成員並びに出席者の氏名は以下のとおりであります。

議長：代表取締役社長CEO 林良太

構成員：取締役CFO 伊藤祐一郎、取締役CTO/CISO 田島悟史、常勤監査役 佐藤守、
事業責任者4名、経理担当3名、内部監査担当1名

B) 企業統治の体制を採用する理由

当社は、取締役3名、社外取締役1名、監査役3名で構成される取締役会及び監査役3名で構成される監査役会を設置する監査役会設置会社であります。監査役会の構成員である3名全員が社外監査役であり、外部の視点からの経営監督機能は有効に機能していると判断し、この体制を採用しております。

なお、機関ごとの構成員は次のとおりであります。(は議長を表す。)

役職名	氏名	取締役会	監査役会	グループリスク管理委員会
代表取締役	林 良太			
取締役	伊藤 祐一郎			
取締役	田島 悟史			
取締役 (社外取締役)	山内 英貴			
常勤監査役 (社外監査役)	佐藤 守			
監査役 (社外監査役)	野村 亮輔			
監査役 (社外監査役)	片岡 久依			

2 企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において定めた「内部統制システムの基本方針」に基づき、内部統制システムを構築するとともに運用の徹底を図ることで、コーポレート・ガバナンスの維持・強化に努めております。

a) 当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、「金融を「サービス」として再発明する」というミッションのもと、経営の効率性、健全性及び透明性を確保し、企業価値の継続的な向上と社会から信頼される会社を目指します。

これらを実現するため、的確かつ迅速な意思決定及び機動的な執行を行うことを経営の最重要課題の一つと位置づけ、当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備・運用し、業務を適切に分掌し、その改善・充実を図っていくとともに、当社グループの取締役及び使用人に対して、コンプライアンスに係る教育、啓蒙、指導に注力する方針です。

また、反社会的勢力及び団体との関係を遮断し、反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否いたします。

b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理ルールに従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し保存します。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものといたします。

c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループリスクマネジメント規程に従い、それぞれの会社及び部門がリスク対応を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社対応はグループリスク管理委員会が行い、その事務局は当社の管理部門が行うものとします。新たに生じたリスクについては速やかに代表取締役が対応し、責任者となる取締役を定めます。

d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図ります。

イ．職務権限・意思決定ルールの方策

ロ．常勤取締役、常勤監査役、事業責任者、現場責任者、経理担当、内部監査担当を構成員とする経営会議の設置

ハ．取締役会による中期経営計画の方策、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標、月次・四半期・通期業績管理の実施

ニ．取締役会及び経営会議による月次業績のレビューと改善策の実施

e) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループの取締役、部門長は、各部門の業務施行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限・責任を有します。内部監査担当は各部門の内部統制運用状況について内部監査を実施し、その結果を取締役、監査役及び各部門責任者に報告し、各部門責任者は必要に応じて内部統制の改善策を実施します。

f) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性を保つ体制

監査役のリクエスト又は指示により、必要に応じて、その職務の執行を補助する人員を配置します。この場合、当該人員は監査役以外の者から指示命令を受けないよう独立性を保ち、指示の実効性を確保します。また、当該人員の人事異動、評価等については、監査役の意見を尊重します。

g) 当社グループの取締役及び使用人の監査役・監査役会への報告体制

当社グループの取締役及び使用人は、監査役・監査役会の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行なうとともに、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときには、速やかに監査役・監査役会に報告します。

監査役・監査役会に対して報告を行った取締役及び使用人に対していかなる不利益も与えません。

h) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他当該業務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針

監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理します。

i) 監査役が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定します。また、監査役は定期的に、監査法人及び内部監査人と連携を図り、情報交換を行うことで監査の効率性及び実効性を確保します。

b. リスク管理体制の整備状況

当社は、各部門からの情報収集をもとに、グループリスク管理委員会等を通じてリスク情報を共有することにより、リスクの顕在化の未然防止に努めております。また、不祥事を未然に防止するために内部通報制度を設け、社内及び社外に内部通報窓口を設置することで、潜在的なリスクの早期発見及び未然防止に努めております。

c．取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第426条第1項に基づき、取締役会の決議をもって、取締役及び監査役(取締役及び監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が、期待される役割を十分に発揮する環境を整備することを目的とするものであります。

d．取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

e．取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数を持って行い、かつ累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

f．剰余金の配当等の決定機関

当社の剰余金の配当等の決定機関は株主総会であります。また、剰余金の配当等を機動的に実施するため、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(中間配当)をすることができる旨を定款に定めております。

g．自己株式取得の決定機関

当社は、機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得できる旨を定款で定めております。

h．取締役及び監査役の責任免除

会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議において免除することができる旨を定款に定めております。また、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役(監査役であった者を含む。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

これらは、取締役及び監査役が、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たすことを目的とするものであります。

i．役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社グループの取締役、監査役であり、保険料は全額当社が負担してあります。なお、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

j．株主総会の特別決議の要件

株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性 - 名(役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長CEO	林 良太	1985年12月14日	2008年3月 東京大学経済学部卒業 2009年9月 Deutsche Bank AG London入行 2012年12月 株式会社GCIアセット・マネジメント入社 2013年12月 株式会社F i n a t e x t (現 株式会社F i n a t e x tホールディングス)創業 代表取締役(現任) 2016年2月 株式会社T e q n o l o g i c a l 取締役(現任) 2016年8月 株式会社ノウキャスト 代表取締役 2016年9月 Finatext Taiwan Ltd. 取締役 2016年12月 Finatext UK Ltd. 取締役 2017年2月 Finatext Malaysia Sdn.Bhd. 取締役 2017年3月 株式会社スマートプラス 取締役(現任) 2017年8月 株式会社LightStream Research 取締役 2018年12月 株式会社F i n a t e x t 代表取締役 2019年2月 株式会社F i n a t e x t 取締役(現任) 2019年2月 株式会社ノウキャスト 取締役(現任) 2019年4月 スマートプラス少額短期保険株式会社 取締役(現任) 2019年8月 株式会社K - Z O N E 取締役(現任) 2022年4月 株式会社スマートプラスクレジット 取締役(現任)	(注) 3	18,287,630
取締役CFO	伊藤 祐一郎	1986年5月13日	2010年3月 東京大学経済学部卒業 2010年4月 UBS証券株式会社入社 2016年8月 株式会社F i n a t e x t (現 株式会社F i n a t e x tホールディングス)入社 2016年8月 株式会社ノウキャスト 取締役(現任) 2016年9月 株式会社F i n a t e x t (現 株式会社F i n a t e x tホールディングス) 取締役(現任) 2016年12月 Finatext UK Ltd. 取締役 2017年3月 株式会社スマートプラス 取締役(現任) 2017年8月 株式会社LightStream Research 取締役 2018年12月 株式会社F i n a t e x t 取締役(現任) 2019年4月 スマートプラス少額短期保険株式会社 取締役(現任) 2022年4月 株式会社スマートプラスクレジット 取締役(現任)	(注) 3	583,350
取締役CTO/CISO	田島 悟史	1989年8月30日	2012年3月 明治大学情報コミュニケーション学部卒業 2012年4月 株式会社VOYAGE GROUP(現 株式会社CARTA HOLDINGS)入社 2019年2月 株式会社F i n a t e x t 入社 2022年6月 株式会社F i n a t e x tホールディングス 取締役(現任)	(注) 3	
取締役	山内 英貴	1963年5月12日	1986年3月 東京大学経済学部卒業 1986年4月 株式会社日本興業銀行(現株式会社みずほ銀行)入行 2000年4月 グローバル・サイバー・インベストメント(現株式会社GCIアセット・マネジメント)設立 代表取締役CEO(現任) 2001年4月 フォレックス・キャピタル・マーケット・ジャパン (旧FXCMジャパン証券)設立 代表取締役 2005年6月 株式会社GCIキャピタル設立 代表取締役(現任) 2007年4月 東京大学経済学部非常勤講師(現任) 2016年9月 当社取締役(現任) 2017年12月 一般社団法人京都ラボ設立 代表理事(現任) 2018年6月 一般社団法人投資顧問業協会 理事 2020年5月 株式会社Digika 取締役(現任)	(注) 3	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	佐藤 守	1957年7月17日	1981年3月 専修大学経済学部卒業 1981年4月 バンカース・トラスト銀行入行 1991年1月 シティトラスト信託銀行株式会社入行 2002年9月 同 C F O 2008年7月 CFJ合同会社 C F O 2010年5月 シティカードジャパン株式会社・シティ バンク銀行株式会社 常勤監査役 2011年11月 シティバンク銀行株式会社・シティカー ドジャパン株式会社・シティグル ープ・サービス・ジャパン株式会社 常勤 監査役 2012年12月 シティカードジャパン株式会社・シティ バンク銀行株式会社 常勤監査役 2017年1月 シティバンク銀行株式会社・シティグ ループ証券会社 常勤監査役 2018年4月 シティグループ証券株式会社 常勤監査 役 2019年7月 当社 常勤監査役(現任) 2019年12月 スマートプラス少額短期保険株式会社 監査役(現任) 2020年2月 株式会社F i n a t e x t 監査役(現 任)	(注) 4	
監査役	野村 亮輔	1972年5月5日	1997年3月 東京大学法学部卒業 2005年11月 旧司法試験合格 2006年4月 最高裁判所司法研修所入所 2007年9月 弁護士登録(東京弁護士会) 2007年9月 宮澤潤法律事務所入所 2009年9月 弘中総合法律事務所入所 2009年9月 株式会社ECナビ(現株式会社カルタホ ールディングス)監査役 2013年10月 きっかわ法律事務所入所 2016年1月 弁護士法人赤れんが法律事務所入所 2017年9月 株式会社レトリバ 監査役(現任) 2018年6月 エジソン法律事務所入所(現任) 2020年2月 当社監査役(現任) 2021年3月 株式会社サンヨーホーム 監査役(現 任)	(注) 4	
監査役	片岡 久依	1959年1月29日	1981年3月 慶應義塾大学経済学部卒業 1981年4月 東陶機器株式会社(現TOTO株式会社)入社 1987年9月 サンワ・等松青木監査法人(現有限責任 監査法人トーマツ)入所 2012年7月 同 千葉事務所長 2015年7月 同 横浜事務所長 2020年10月 片岡久依公認会計士事務所 所長(現任) 2020年10月 株式会社東京大学エッジキャピタルパー トナーズ ベンチャーパートナー(現任) 2020年12月 株式会社ROMS 監査役(現任) 2021年2月 当社監査役(現任) 2021年4月 スタートバーン株式会社 監査役(現 任) 2022年6月 野村マイクロ・サイエンス株式会社 取 締役(監査等委員)(現任)	(注) 4	
計					18,870,980

- (注) 1. 取締役山内英貴は、社外取締役であります。
2. 監査役佐藤守、野村亮輔及び片岡久依は、社外監査役であります。
3. 取締役林良太、伊藤祐一郎、田島悟史、山内英貴の任期は、2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役佐藤守、野村亮輔及び片岡久依の任期は2025年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

社外役員の状況

当社は社外取締役1名、社外監査役3名を選任し、取締役会に対する牽制や経営監視の強化を図っております。

社外取締役である山内英貴氏は、長年にわたりアセットマネジメントビジネスの経営に携わり、グローバルな金融分野における豊富な経験を有しており、当社の経営に対する有益な助言・提言をいただいております。なお、同氏が代表取締役を務める株式会社GCIキャピタルが当社の普通株式1,287,525株を保有しており、且つ当社子会社株式会社スマートプラスと取引関係を有しており、また、同氏が代表理事を務める一般社団法人京都ラボと当社子会社株式会社Technological及び株式会社ナウキャストにおいて、それぞれ取引関係を有しておりますが、他の企業との取引と同様の取引条件であるため、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。これら以外に当社との間で人的関係、資本関係又は取引関係その他の特別な利害関係はありません。

社外監査役佐藤守氏は、長年にわたりグローバル金融機関において財務・会計・監査に携わり、企業金融や監査における豊富な知識と経験を有しており、経営全般の監督及び適正な監査をいただいております。なお、当社との間で人的関係、資本関係又は取引関係その他の特別な利害関係はありません。

社外監査役野村亮輔氏は、10年以上の企業法務経験に基づく豊富な知識と経験を有しており、経営全般の監督及び適正な監査をいただいております。なお、当社との間で人的関係、資本関係又は取引関係その他の特別な利害関係はありません。

社外監査役片岡久依氏は、長年にわたり有限責任監査法人トーマツにおいて様々な業種における監査に携わり、会計や監査における豊富な知識と経験を有しており、経営全般の監督及び適正な監査をいただいております。また、同氏が所属する株式会社東京大学エッジキャピタルが運用するファンドであるUTE03号投資事業有限責任組合が当社の普通株式1,931,558株を保有しておりますが、それ以外に当社との間で人的関係、資本関係又は取引関係その他の特別な利害関係はありません。

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する具体的な基準は定めていないものの、東京証券取引所の定める独立性基準の充足状況を勘案し、一般株主と利益相反が生じる恐れのない人物であると判断した社外取締役1名、社外監査役3名の計4名を、独立役員として選定しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

社外取締役又は社外監査役は、取締役会又は監査役会等を通じて、監査役監査、内部監査及び会計監査の報告を受けるとともに、必要に応じて適宜打ち合わせを行い、相互連携を図っております。

また、内部監査担当者と監査役会は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行っております。内部監査担当者、監査役会及び会計監査人は、三様監査を定期的実施しております。会計監査人が実施する監査実施報告の結果を監査役が内部監査担当者に共有し、監査上の問題点の有無や課題等について、随時、意見交換を行っております。これらの情報交換や意見交換の内容については、取締役会又は監査役会を通じて、社外取締役又は社外監査役に適宜報告を行っております。

(3) 【監査の状況】

内部監査及び監査役監査の状況

a. 監査役監査の状況

a) 監査役監査の組織、人員及び手続

当社は、監査役会設置会社であり、常勤監査役1名と非常勤監査役2名の合計3名で構成され、いずれも社外監査役であります。

なお、社外監査役野村亮輔は弁護士として企業法務に精通しており、豊富な経験と高い見識を有しており、社外監査役片岡久依は、公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

原則として月1回開催される監査役会にて、監査結果の共有、監査の有効性及び効率性の確保並びに監査役間での意見交換を行っております。監査役会は、監査方針及び監査計画(重点監査項目、監査対象、監査の方法、実施期間、その他必要事項)を立案し、監査役会において決議の上で策定します。監査役の職務の分担は、監査役間での協議を踏まえ、監査役会の決議を経て決定します。監査役会は、決議された監査方針及び監査計画について、代表取締役の説明しております。

監査役は、監査役会で策定した監査の方針・業務の分担に基づき、取締役会及びその他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、業務に関する重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人に対してその説明を求めています。

b) 監査役及び監査役会の活動状況

当社は、2020年2月17日付で監査役会を設置しております。当事業年度において、監査役はすべての監査役会に出席しております。また、常勤監査役は、重要な会議として、取締役会のほか経営会議及びグループリスク管理委員会へ出席し、重要書類の閲覧、役職員へのヒアリングといった日常の監査業務を実施し、非常勤監査役へ随時情報を発信することにより情報共有に努めております。

当事業年度において、当社は監査役会を合計13回開催しており、個々の監査役の出席状況は次の通りです。

区分	氏名	監査役会への出席状況
常勤監査役	佐藤 守	全13回中13回
社外監査役	野村 亮輔	全13回中13回
社外監査役	片岡 久依	全13回中13回

b. 内部監査の状況

当社の内部監査は専任の内部監査担当(3名)が行っており、代表取締役の直下組織とすることにより、他の業務執行部門からの独立性を確保し、監査結果を代表取締役及び監査役会等に報告しております。

内部監査は、当社の経営目標の達成と安定的事業運営に寄与するために、当社グループで整備・運用されている内部統制の有効性を検証・評価し、改善が必要な事項について指摘し且つ改善に向けた助言を行うことを目的としております。各事業年度に内部監査計画を作成し、代表取締役による承認を得た上で当社及び当社子会社の内部監査を実施し、監査結果を代表取締役及び被監査部門に報告するとともに、被監査部門に対して改善等のための指摘及び改善状況の確認を行います。内部監査担当は、監査役及び会計監査人との連携を保ち、監査に必要な情報の共有化を図ることにより、各監査の実効性を高めております。なお、当社子会社の株式会社スマートプラスは第一種金融商品取引業者であるため、スマートプラス少額短期保険株式会社は少額短期保険業者であるため専任の内部監査部を設置しており、当該内部監査部が各社の業務監査を実施しております。当該内部監査部の監査内容は、適時当社の内部監査担当に共有されております。

会計監査の状況

a. 監査法人

P w Cあらた有限責任監査法人

b. 継続監査期間

2019年11月期以降

c. 業務を執行した公認会計士名

業務執行社員 遠藤英昭

業務執行社員 森 直子

d. 監査業務に係る主な補助者の構成

公認会計士4名、その他12名

e. 監査法人の選定理由

株式上場を目指すにあたって4社程度の監査法人と面談を行い、当該監査法人が金融機関の監査実績を豊富に有していること、グローバルネットワークの強みを有していること、及び経験豊富な公認会計士を多数有し万全の体制を備えていることを勘案し、当該監査法人を選定いたしました。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等を参考として、会計監査人から報告を受けた監査計画・監査の実施状況・職務の遂行が適正に行われていることを確保するための品質管理体制等とその実績・実体を比較検証するとともに監査報告書の内容の充実度等を総合的に評価しております。監査法人の監査は適正に行われており、監査報告書の内容も適正であると評価しました。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	33,050		34,590	
連結子会社	8,897	11,302	9,600	7,200
計	41,947	11,302	44,190	7,200

(注) 連結子会社における非監査業務の内容は、顧客資産の分別管理の法令遵守に係る保証業務及びシステムリスク管理態勢に係る外部評価であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(P w Cグループ)に属する組織に対する報酬

該当事項はありません。

c. その他の重要な証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬の決定方針はありませんが、当社の規模・特性・監査日数等を勘案して、監査法人から揭示された見積案をもとに監査役会の同意を得た上で決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその他算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、2022年5月13日開催の取締役会決議により以下のとおり定めております。なお、当社取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が以下の決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬については、中長期的な企業価値及び株主価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的とし、各取締役の役割と責務を踏まえ、適正な報酬水準となるような報酬体系とします。

2. 役員報酬等の内容

当社の取締役に対する報酬は基本報酬及び賞与で構成するものとします。また、基本報酬、賞与の総額は株主総会にて決定した総額の限度内とします。基本報酬は、月次で支給するものとし、取締役の役位、職責、在任年数、会社の業績等を総合的に勘案して取締役会で決定するものとします。役員賞与は、会社の経営状況に合わせ報酬限度額の範囲内において行い、賞与の配分は、取締役会の協議で決定するものとします。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容

当事業年度については、50,000千円を役員報酬の総額とすること、個別の支給額の決定は取締役会に一任することが、2018年2月26日開催の定時株主総会において決議されました。取締役会の権限の内容は、各取締役の基本報酬及び賞与の評価配分とします。当該権限が取締役会によって適切に行使されるよう社外取締役の意見を聴取する等の措置を講じていると判断しております。株式報酬型ストック・オプションは、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議するものとします。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	ストック・ オプション	
取締役 (社外取締役を除く)	28,800	28,800				3
監査役 (社外監査役を除く)						
社外役員	840	840				3

(注) 1. 取締役(社外取締役を含む)の報酬限度額は、2018年2月26日開催の定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議しております。

2. 監査役(社外監査役を含む)の報酬限度額は、2019年6月28日開催の臨時株主総会において、年額30,000千円以内と決議しております。

3. 上記には無報酬の社外取締役1名は含めておりません。

3 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

4 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、専ら株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式(政策保有株式)に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表額(投資株式計上額)が最も大きい会社(最大保有会社)である当社については、次の通りです。

a 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式を保有しておりませんので、該当事項はありません。

b 銘柄数及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

(最近事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(最近事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	2	47,728	2	51,574
非上場株式以外の株式	2	106	2	119

区分	当事業年度		
	受取配当金の合計額 (千円)	売却損益の合計額 (千円)	評価損益の合計額 (千円)
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	2	-	60

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた有責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構の公表する会計基準等にかかる情報を取得するとともに、監査法人及び各種団体の主催する研修等への参加等により、専門知識の研鑽に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,318,706	6 5,792,996
受取手形及び売掛金	218,227	-
売掛金	-	1 474,883
契約資産	-	32,750
証券業における預託金	5,100,000	5,521,000
証券業における信用取引資産	2,243,046	3,035,643
証券業における短期差入保証金	6 403,213	529,725
未収入金	27,547	55,436
その他	115,710	177,612
流動資産合計	12,426,452	15,620,047
固定資産		
有形固定資産		
有形固定資産	2 1,347	2 3,284
無形固定資産		
ソフトウェア	61,392	62,199
ソフトウェア仮勘定	16,008	-
その他	274	129
無形固定資産合計	77,674	62,329
投資その他の資産		
投資有価証券	51,704	47,840
繰延税金資産	5,647	6,220
長期差入保証金	88,983	111,085
その他	3 3,285	3,479
投資その他の資産合計	149,621	168,625
固定資産合計	228,644	234,239
資産合計	12,655,096	15,854,286

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	22,005	22,300
契約負債	-	110,064
証券業における預り金	1,746,699	2,082,188
証券業における信用取引負債	6 858,626	6 813,203
証券業における受入保証金	2,638,800	2,850,751
1年内返済予定の長期借入金	75,000	100,500
1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	150,000	-
未払法人税等	16,724	73,389
その他	489,620	526,340
流動負債合計	5,997,476	6,578,737
固定負債		
長期借入金	138,000	37,500
繰延税金負債	-	493
その他	16,100	-
固定負債合計	154,100	37,993
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	4 16,473	4 29,289
その他の責任準備金	5 1,094	5 19,139
特別法上の準備金合計	17,568	48,428
負債合計	6,169,145	6,665,159
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	1,847,112
資本剰余金	8,685,651	10,432,764
利益剰余金	3,032,823	3,702,767
株主資本合計	5,752,828	8,577,110
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	182	169
為替換算調整勘定	1,055	8,534
その他の包括利益累計額合計	1,237	8,703
新株予約権	8,540	5,414
非支配株主持分	723,343	597,898
純資産合計	6,485,951	9,189,127
負債純資産合計	12,655,096	15,854,286

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
売上高	2,751,375	1 2,724,097
売上原価	930,034	1,057,532
売上総利益	1,821,341	1,666,564
販売費及び一般管理費	2 2,454,361	2 2,209,170
営業損失()	633,019	542,605
営業外収益		
受取利息	146	301
受取配当金	4	43
還付加算金	541	-
受取返還金	9,395	-
資産除去債務戻入益	10,700	-
業務受託料	-	863
その他	8,110	489
営業外収益合計	28,897	1,697
営業外費用		
支払利息	9,445	3,693
為替差損	12,834	4,711
株式交付費	1,089	35,463
貸倒引当金繰入額	123,080	32
その他	7,037	4,110
営業外費用合計	153,487	48,011
経常損失()	757,610	588,919
特別利益		
債務免除益	-	22,290
子会社清算益	-	4,334
特別利益合計	-	26,624
特別損失		
固定資産除却損	2,541	-
減損損失	3 196,614	3 157,504
関係会社株式売却損	62,368	-
金融商品取引責任準備金繰入	13,370	12,816
その他	2,820	-
特別損失合計	277,716	170,320
税金等調整前当期純損失()	1,035,326	732,614
法人税、住民税及び事業税	99,549	70,214
法人税等調整額	1,090	78
法人税等合計	98,458	70,135
当期純損失()	1,133,784	802,749
非支配株主に帰属する当期純損失()	121,223	132,805
親会社株主に帰属する当期純損失()	1,012,561	669,944

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
当期純損失()	1,133,784	802,749
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	219	12
為替換算調整勘定	23,982	14,838
その他の包括利益合計	24,201	14,825
包括利益	1,109,583	787,923
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	995,169	662,478
非支配株主に係る包括利益	114,413	125,445

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	100,000	8,415,925	2,022,175	6,493,750
当期変動額				
連結子会社の増資による持分の増減		269,726		269,726
連結子会社株式の売却による持分の増減			1,913	1,913
新株の発行				-
親会社株主に帰属する当期純損失()			1,012,561	1,012,561
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	269,726	1,010,648	740,921
当期末残高	100,000	8,685,651	3,032,823	5,752,828

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	37	16,382	16,419	8,540	866,666	7,352,538
当期変動額						
連結子会社の増資による持分の増減						269,726
連結子会社株式の売却による持分の増減						1,913
新株の発行						-
親会社株主に帰属する当期純損失()						1,012,561
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	219	17,437	17,657	-	143,322	125,665
当期変動額合計	219	17,437	17,657	-	143,322	866,587
当期末残高	182	1,055	1,237	8,540	723,343	6,485,951

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	100,000	8,685,651	3,032,823	5,752,828
当期変動額				
連結子会社の増資による持分の増減				-
連結子会社株式の売却による持分の増減				-
新株の発行	1,747,112	1,747,112		3,494,225
親会社株主に帰属する当期純損失()			669,944	669,944
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	1,747,112	1,747,112	669,944	2,824,281
当期末残高	1,847,112	10,432,764	3,702,767	8,577,110

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	182	1,055	1,237	8,540	723,343	6,485,951
当期変動額						
連結子会社の増資による持分の増減						-
連結子会社株式の売却による持分の増減						-
新株の発行						3,494,225
親会社株主に帰属する当期純損失()						669,944
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	12	7,478	7,465	3,125	125,445	121,105
当期変動額合計	12	7,478	7,465	3,125	125,445	2,703,176
当期末残高	169	8,534	8,703	5,414	597,898	9,189,127

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	1,035,326	732,614
減価償却費	65,661	25,524
減損損失	196,614	157,504
のれん償却額	16,456	-
関係会社株式売却損益(は益)	62,368	-
貸倒引当金繰入額	123,080	32
受取利息及び受取配当金	150	345
支払利息	9,445	3,693
売上債権の増減額(は増加)	8,799	-
売上債権及び契約資産の増減額(は増加)	-	288,064
仕入債務の増減額(は減少)	22,712	299
未収入金の増減額(は増加)	231,611	27,301
証券業における預託金の増減額(は増加)	2,800,000	421,000
証券業における信用取引資産及び信用取引負債の増減額	1,384,420	838,019
証券業における短期差入保証金の増減額(は増加)	103,213	126,512
証券業におけるトレーディング商品の増減額	36,028	35,123
証券業における預り金及び受入保証金の増減額(は減少)	2,355,074	547,439
証券業における有価証券担保借入金の増減額(は減少)	-	18,349
保険業における供託金の増減額(は増加)	10,000	-
金融商品責任準備金の増減額(は減少)	13,370	12,816
その他	719,171	206,062
小計	1,590,195	1,497,260
利息及び配当金の受取額	147	4,043
利息の支払額	3,453	2,189
法人税等の支払額	215,050	32,973
法人税等の還付額	56,616	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,751,936	1,528,379

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	57,459	4,342
無形固定資産の取得による支出	113,621	254,244
投資有価証券の取得による支出	-	7
敷金及び保証金の差入による支出	-	20,804
敷金及び保証金の回収による収入	3,186	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	157,374	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	325,269	279,399
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	126,745	75,000
株式の発行による収入	-	3,341,100
非支配株主からの払込みによる収入	298,895	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	172,149	3,266,100
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,026	15,968
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,907,083	1,474,289
現金及び現金同等物の期首残高	6,138,307	4,318,706
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少）	87,482	-
現金及び現金同等物の期末残高	1 4,318,706	1 5,792,996

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

7社

連結子会社の名称

株式会社F i n a t e x t

株式会社K Z O N E

株式会社ナウキャスト

株式会社スマートプラス

スマートプラス少額短期保険株式会社

株式会社T e q n o l o g i c a l

Technological Asia Co., Ltd

2 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、以下のとおりであります。

3月31日 7社

当連結会計年度において、Technological Asia Co., Ltd.は、決算日を3月31日に変更し、連結決算日と同一となっております。この決算期変更に伴い、当連結会計年度において、2021年4月1日から2022年3月31日までの12か月間を連結しております。

3 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属する有価証券の評価基準及び評価方法

時価法で計上しております。

トレーディング商品に属さない有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)で計上しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法で計上しております。

棚卸資産

主として個別法による原価法で計上しております。(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 4～20年

器具備品 5～10年

無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 重要な引当金及び準備金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

特別法上の準備金

金融商品取引責任準備金は、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

その他の責任準備金は、期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）（以下「収益認識会計基準等」という。）を適用しており、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

金融インフラストラクチャ事業

金融インフラストラクチャ事業は、金融サービスを運営するのに必要となる複雑な基幹システムを、クラウド上でSaaS型のシステムとして、顧客に提供しております。

ソフトウェアの受注開発の契約に関する履行義務は、資産に対する支配を顧客に一定の期間にわたり移転するため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法によっております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主としてコストに基づくインプット法によっております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準により収益を認識しております。

ビッグデータ解析事業

ビッグデータを保有するから受領した企業のデータを解析し、解析結果をライセンスとして外部に販売するデータライセンス事業と、金融機関や事業会社に対して、保有するビッグデータを活用したマーケティングやサービス改善、業務効率向上の支援を行い、開発委託費等を受領するデータ解析支援サービス事業を行っております。

データライセンス事業においては、ライセンスの契約に基づく利用期間にわたって収益を認識しております。データ解析支援サービス事業においては、データ引渡時において物品に対する支配が顧客へ移転するため、引渡時点で収益を認識しております。

フィンテックソリューション事業

フィンテックソリューション事業では、金融機関向けにデジタルトランスフォーメーション及びデジタルマーケティングの支援として、ソフトウェアの受注開発及びサービスの提供を行っております。ソフトウェアの受注開発に係る収益認識については、上記金融インフラストラクチャ事業のソフトウェアの受注開発と同様となります。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却方法及び償却期間については個別案件ごとに判断し、10年以内の合理的な年数で均等償却しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがあるものは、次のとおりです。

(1) 非上場株式

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
投資有価証券	51,574	47,728

識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社が保有する上記の非上場株式について、実質価額が取得原価と比べて50%以上下落したものについては、「著しく下落した」ものとして、回復可能性が十分な根拠により裏付けされる場合を除き減損処理を行っております。

また、投資有価証券の評価にあたり、時価のない有価証券の実質価額の見積りについては、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、経済環境等の仮定に影響を受ける可能性といった不確実性が含まれております。

(2) 固定資産の減損

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
建物附属設備	29,525	-
器具及び備品	19,434	-
ソフトウェア	67,986	156,504
ソフトウェア仮勘定	37,500	-
長期前払費用	-	1,000
のれん	42,168	-
合計	196,614	157,504

識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として会社単位を基準に資産のグルーピングを行っております。減損の兆候がある資産グループについて、減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。減損損失の認識が必要な資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上する方針としています。なお、回収可能価額は使用価値もしくは正味売却価額により測定し、金額の大きいものを回収可能価額としております。将来キャッシュ・フローがマイナスである資産グループについては回収可能価額を零として評価しています。

株式会社スマートプラスは、継続して営業損失を計上していることから、減損の兆候があると判断しました。株式会社スマートプラスは、中期的に自社開発サービスの利用パートナー数を大きく増やし、ストック収益及び従量課金収益を大きく増やすことで安定的な収益基盤を構築するとともに投資回収を図る事業計画であるため、足元での営業黒字化が困難な状況であります。かかる状況により、回収可能価額が資産グループの帳簿価額を下回るため、減損損失を143,273千円計上しております。また、その他の会社において認識された減損損失と合わせ、連結損益計算書において減損損失を157,504千円計上しております。

減損損失の認識の判定において使用される割引前キャッシュ・フローは、取締役会にて承認された翌連結会計年度の事業計画の営業利益を基礎としております。

当該見積りは、外部環境等によって影響を受ける可能性があり、将来の売上予測等の仮定が含まれます。前提条件に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(1) 「収益認識に関する会計基準」等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、ソフトウェアの受注開発に係る収益について、従来は、工事進行基準で収益を認識しておりましたが、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法によっております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。前連結会計年度の連結財務諸表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「売掛金」及び「契約資産」に「流動負債」に表示していた「その他」は当連結会計年度より「契約負債」及び「その他」に含めて表示することといたしました。また前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「売上債権の増減額(は増加)」は、当連結会計年度より「売上債権及び契約資産の増減額(は増加)」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法による組替えを行っておりません。

この結果、当連結会計年度の連結貸借対照表は、売掛金が32,750千円減少し、契約資産が32,750千円増加し、流動負債のその他が110,064千円減少し、契約負債が110,064千円増加しております。当連結会計年度の期首の利益剰余金に与える影響はありません。なお、当連結会計年度において、連結財務諸表に与える損益及び1株当たり情報への影響は軽微であります。当連結会計年度の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「売上債権の増減額(は増加)」288,064千円が「売上債権及び契約資産の増減額(は増加)」288,064千円として表示されております。

また、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(2) 「時価の算定に関する会計基準」等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結財務諸表及び1株当たり情報に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載していません。

(未適用の会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)

(1) 概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。

(2) 適用予定日

2023年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(連結貸借対照表関係)

1 売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額

	当連結会計年度 (2022年3月31日)
売掛金	474,883 千円

2 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	27,334千円	28,374千円

3 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
投資その他の資産	1,391千円	- 千円

4 金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づき、金融商品取引業者等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

5 その他の責任準備金

保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき算出方法書(保険業法第4条第2項第4号)に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

6 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産及び担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
担保に供している資産		
現金及び預金	- 千円	400,000千円
証券業における短期差入保証金	403,213 "	- "
計	403,213千円	400,000千円

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
担保資産に対応する債務		
信用取引借入金	30,725千円	51,538千円
計	30,725千円	51,538千円

なお、当連結会計年度における、信用取引借入金の担保として、自己融資見返り株券220,459千円を差し入れております。

(2) 差し入れている有価証券の時価額

当連結会計年度における、差し入れている有価証券の時価額は、信用取引貸証券 786,304千円、信用取引借入金の本担保証券 48,927千円、その他の担保として差し入れた有価証券 220,459千円であります。

(3) 差し入れを受けている有価証券の時価額

当連結会計年度における、差し入れを受けている有価証券の時価額は、信用取引貸付金の本担保証券 2,135,330千円、信用取引借証券786,304千円、受入保証金代用有価証券6,678,473千円であります。

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(セグメント情報等)3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
給与手当	555,328千円	439,196千円
広告宣伝費	350,516 "	411,089 "
業務委託費及び支払報酬	449,904 "	362,869 "
通信費	342,185 "	169,917 "

3 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度(自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)

用途	場所	種類	減損損失(千円)
事業用資産	東京都千代田区	建物付属設備	29,525
		器具及び備品	19,434
		ソフトウェア	67,986
		ソフトウェア仮勘定	37,500
		のれん	42,168
合計			196,614

当社グループは、原則として、他の資産又は資産グループから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位である会社単位を資産グループとしてグルーピングしております。

前連結会計年度において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスである資産グループについては回収可能価額をゼロとして評価しております。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

用途	場所	種類	減損損失(千円)
事業用資産	東京都千代田区	ソフトウェア	156,504
		長期前払費用	1,000
合計			157,504

当社グループは、原則として、他の資産又は資産グループから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位である会社単位を資産グループとしてグルーピングしております。

当連結会計年度において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスである資産グループについては回収可能価額をゼロとして評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(千円)

	前連結会計年度 (自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	219	12
組替調整額	-	-
税効果調整前	219	12
税効果額	-	-
その他有価証券評価差額金	219	12
為替換算調整勘定		
当期発生額	5,736	14,838
組替調整額	18,245	-
税効果調整前	23,982	14,838
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	23,982	14,838
その他の包括利益合計	24,201	14,825

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	28,300,641			28,300,641
A種優先株式(株)	1,866,816			1,866,816
B種優先株式(株)	5,000,000			5,000,000
C種優先株式(株)	8,356,546			8,356,546

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権					5,414	
提出会社	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(2016年8月17日発行)	普通株式	2,430,625			2,430,625	3,125
合計			2,430,625			2,430,625	8,540

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	28,300,641	20,453,987	-	48,754,628
A種優先株式(株)	1,866,816		1,866,816	
B種優先株式(株)	5,000,000		5,000,000	
C種優先株式(株)	8,356,546		8,356,546	

(変動事由の概要)

- A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき2021年7月28日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式は、2021年7月28日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。
- 普通株式の増加の内訳は、次のとおりであります。

種類株式の取得事由の発生に伴う交付による増加	15,223,362株
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の権利行使による増加	2,430,625株
公募による新株式の発行による増加	2,800,000株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権						5,414
提出会社	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(2016年8月17日発行)	普通株式	2,430,625		2,430,625		
合計			2,430,625		2,430,625		5,414

(変動事由の概要)

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使による減少 2,430,625株

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
現金及び預金	4,318,706千円	5,792,996千円
現金及び現金同等物	4,318,706千円	5,792,996千円

2 重要な非資金取引の内容

新株予約権に関するもの

	前連結会計年度 (自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
新株予約権の行使による資本金増加額	- 千円	76,562千円
新株予約権の行使による資本準備金増加額	- 千円	76,562千円

(リース取引関係)

(借主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
1年内	48,986	11,663
1年超	-	-
合計	48,986	11,663

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

金融商品取引業

国内証券子会社は、従来型の株式取引委託手数料は無料とし、現物取引においてはお客様から注文を受けた際に、東証の価格とダークプールの価格のうち、有利な方を瞬時に選択して発注するサービス(SMART取引)を提供しております。信用取引サービスも前連結会計年度より開始しております。

お客様からの買い付け資金・信用取引の保証金をお預かりすることにより預り金や受入保証金が生じております。さらに、法令に基づきお預かりしている資金相当額を保全するために信託財産として預託する必要がありますため、預託金が生じております。また、信用取引を行う際には、母店証券会社に保証金を預託するための差入保証金、並びに取引残高相当額の証券業における信用取引資産・信用取引負債が生じます。

金融商品取引業以外

当社グループは、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定しております。資金調達については、資金計画に基づき事業に必要な資金を第三者割当増資及び銀行借入によって調達しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であり、リスク回避のためにデリバティブ取引を行う必要が生じた場合には、規程等の整備を行った上で実行する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金融商品取引業

証券業における預託金及び短期差入保証金については信用リスクに晒されておりますが、証券業における預託金は信託先との契約に基づき、証券業における短期差入保証金については母店証券会社にてそれぞれの財産が保全されているため、信用リスクは極めて低くなっております。

トレーディング商品についてはマーケットリスク、未収入金及び証券業における信用取引資産については顧客又は取引先に対する信用リスクに晒されております。

金融商品取引業以外

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金及び社債は、子会社の買収資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で2年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

証券業

国内証券子会社である株式会社スマートプラスのリスク管理は、「リスク管理規程」に基づき、自己資本規制比率及びその算定の基となるリスク相当額の限度枠を計算し、業務全般のインシデント管理を行っております。

リスク相当額の限度枠は、株式会社スマートプラスの取締役会承認事項として予め設定し、日々算出されるリスク相当額を限度枠内に収めて運営することにより管理しております。なお、リスク相当額の算定は、金融庁告示「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算定の基準を定める件」に従っております。

i. 信用リスクの管理

信用取引に係る与信限度額、立替発生の防止及び発生の処理等に関する管理は、個別貸倒の発生を極小化するための管理体制を構築しております。また、信用取引に伴うリスク量を含む取引先リスク相当額及び自己資本規制比率は金融庁告示に基づき、毎営業日に経理部が算定しております。

ii. 市場リスクの管理

顧客分別金信託及び営業投資有価証券の運用・管理方針は、社内規程で定め、個別の投資は投資額に応じて社内規定に基づき実施しております。また、これらの市場リスク相当額を含む自己資本規制比率は金融庁告示に基づき、経理部が算定しております。

iii. 資金調達に係る流動性リスクの管理

支払準備の確保、支払期日の管理方法等資金調達に係る管理方法は経理規程等により定めております。

また資金繰りの状況は、経理部が管理し、的確な把握を行っております。

少額短期保険業

少額短期保険業を営む子会社であるスマートプラス少額短期保険株式会社は、「リスク管理規程」を整備し、リスクの特定、評価、コントロール及びモニタリング並びに経営への報告を行うことにより、リスク管理を実施しております。また、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

i. 市場リスクの管理

有価証券等の市場リスクを有する資産について、保有限度額及び損失限度を設定し、運用資産残高や含み損益の状況等のモニタリングを行っております。

ii. 信用リスクの管理

与信先ごとの信用格付けに基づいた与信限度額を設定するとともに、大口与信先へのリスクの集中を回避するために総与信残高管理を行っております。また、個別案件の与信審査や問題債権等のモニタリングを行っております。

iii. 流動性リスクの管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

その他

i. 信用リスクの管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念が見込まれる場合にはグループリスク管理委員会へ報告した上で、対応策を講じております。連結子会社についても、各社の与信管理規程に従って、同様の管理を行っております。

ii. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、一定の手許流動性を維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2021年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	4,318,706	4,318,706	
(2) 受取手形及び売掛金	218,227	218,227	
(3) 証券業における預託金	5,100,000	5,100,000	
(4) 証券業における信用取引資産	2,243,046	2,243,046	
(5) 証券業における短期差入保証金	403,213	403,213	
(6) 未収入金	27,547	27,547	
(7) 投資有価証券	119	119	
(8) 長期差入保証金	88,983	88,983	
資産計	12,399,844	12,399,844	
(1) 支払手形及び買掛金	22,005	22,005	
(2) 未払法人税等	16,724	16,724	
(3) 証券業における預り金	1,746,699	1,746,699	
(4) 証券業における信用取引負債	858,626	858,626	
(5) 証券業における受入保証金	2,638,800	2,638,800	
(6) 1年内返済予定の長期借入金	75,000	75,000	
(7) 1年内償還予定の転換社債型 新株予約権付社債	150,000	150,000	
(8) 長期借入金	138,000	137,258	741
負債計	5,645,856	5,645,115	741

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 証券業における預託金、(4) 証券業における信用取引資産、(5) 証券業における短期差入保証金、(6) 未収入金、(8) 長期差入保証金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 投資有価証券

株式の時価は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払法人税等、(3) 証券業における預り金、(4) 証券業における信用取引負債、(5) 証券業における受入保証金、(6) 1年内返済予定の長期借入金、(7) 1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、時価が帳簿価格と近似していると考えられることから、当該帳簿価格によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

区分	前連結会計年度 (2021年3月31日)
非上場株式(1)	51,574千円

(1) 非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,318,706			
受取手形及び売掛金	218,227			
証券業における預託金	5,100,000			
証券業における信用取引資産	2,243,046			
合計	11,879,980			

(注4) 転換社債型新株予約権付社債及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
転換社債型新株予約権付社債	150,000					
長期借入金	75,000	100,500	37,500			
合計	225,000	100,500	37,500			

当連結会計年度(2022年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	111	111	
(2) 長期差入保証金	111,085	111,091	6
資産計	111,196	111,203	6
(1) 長期借入金	37,500	37,396	103
負債計	37,500	37,396	103

(注1) 現金は注記を省略しており、預金・売掛金・証券業における預託金・証券業における信用取引資産・証券業における短期差入保証金・未収入金・買掛金・未払法人税等・証券業における預り金・証券業における信用取引負債・証券業における受入保証金・1年内返済予定の長期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (2022年3月31日)
非上場株式	47,728千円

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	5,792,996			
売掛金	474,883			
証券業における預託金	5,521,000			
証券業における信用取引資産	3,035,643			
証券業における短期差入保証金	529,725			
未収入金	55,436			
長期差入保証金	1,842	104,781		
合計	15,411,526	104,781		

(注) 長期差入保証金のうち、償還期限の定めのない14,462千円は上記に含めておりません。

(注4) その他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	100,500	37,500				

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	106			106

(注) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2019年7月4日）第26項に定める経過措置を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託等の金額は5千円であります。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金		111,091		111,091
長期借入金		37,396		37,396

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期差入保証金

一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前連結会計年度(2021年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	119	166	46
合計	119	166	46

(注) 1. 非上場株式(連結貸借対照表計上額51,574千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

当連結会計年度(2022年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
その他	5	5	0
小計	5	5	0
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	106	166	60
小計	106	166	60
合計	111	171	59

(注) 1. 非上場株式(連結貸借対照表計上額47,728千円)は、市場価格のない株式等であるため、含めておりません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役2名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 992,324
付与日	2017年2月27日
権利確定条件	(注)1
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年2月28日～2027年2月27日

(注) 1. 権利確定条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることを要する。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 各本新株予約権1個未滿を行使することはできない。
- (4) 本新株予約権の目的たる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日までは本新株予約権を行使することはできない。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	992,324
付与	
失効	
権利確定	992,324
未確定残	
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	
権利確定	992,324
権利行使	
失効	
未行使残	992,324

単価情報

	第1回新株予約権
権利行使価格(円)	70
行使時平均株価(円)	
付与日における公正な評価単価(株)	

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションはありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の

合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額 645,010千円

当連結会計年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

(1) 権利確定条件付き有償新株予約権の内容

	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	受託者1名 (注)1
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 1,719,000
付与日	2017年11月30日
権利確定条件	(注)2、(注)3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2017年11月30日～2027年11月30日

第3回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 1,150,500
付与日	2017年11月30日
権利確定条件	(注)3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2017年11月30日～2027年11月30日

第4回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役2名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 315,600
付与日	2018年2月28日
権利確定条件	(注)3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2018年2月28日～2028年2月28日

- (注) 1. 本新株予約権は、伊藤英佑氏を受託者とする信託に割当てられ、信託期間満了日時点の当社役職員等のうち受益者として指定された者に交付されます。
2. 受託者は、本新株予約権を行使することができず、かつ、別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとする。
3. 権利確定条件は次のとおりであります。
- (1) 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
- (a) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。)
- (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(但し、株主間契約や従業員持株会の規則に基づく場合等、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)
- (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。
- (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき(但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとする。)
- (2) 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社及びその子会社・関連会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	1,719,000	1,150,500
付与		
失効		
権利確定		1,150,500
未確定残	1,719,000	
権利確定後(株)		
前連結会計年度末		
権利確定		1,150,500
権利行使		
失効		
未行使残		1,150,500

	第4回新株予約権
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	315,600
付与	
失効	
権利確定	315,600
未確定残	
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	
権利確定	315,600
権利行使	
失効	
未行使残	315,600

単価情報

会社名	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格(円)	87	87	87
行使時平均株価(円)			

2. 採用している会計処理の概要

(権利確定日以前の会計処理)

- (1) 権利確定条件付き有償新株予約権の付与に伴う従業員等からの払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上する。
- (2) 新株予約権として計上した払込金額は、権利不確定による失効に対応する部分を利益として計上する。

(権利確定日後の会計処理)

- (3) 権利確定条件付き有償新株予約権が権利行使され、これに対して新株を発行した場合、新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替える。
- (4) 権利不行使による失効が生じた場合、新株予約権として計上した額のうち、当該失効に対応する部分を利益として計上する。この会計処理は、当該失効が確定した期に行う。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)	1,087,366 千円	1,329,575 千円
減価償却超過額	436,598 "	168,537 "
繰延資産償却超過額	19,762 "	7,024 "
未払事業税	- "	6,491 "
未払費用	36,632 "	13,683 "
未払金	1,049 "	603 "
資産除去債務	6,180 "	5,406 "
金融商品責任準備金	16,473 "	9,835 "
その他の責任準備金	243 "	4,434 "
その他	- "	586 "
繰延税金資産小計	1,604,307 千円	1,546,180 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	1,087,366 "	1,329,575 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	511,292 "	210,384 "
評価性引当額	1,598,659 "	1,539,959 "
繰延税金資産合計	5,647 千円	6,220 千円
繰延税金負債		
未収還付事業税	千円	493 千円
繰延税金負債合計	"	493 "
繰延税金資産の純額	5,647 千円	5,726 千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (1)					1,098	1,086,267	1,087,366
評価性引当額					1,098	1,086,267	1,087,366
繰延税金資産							

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2022年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (1)				1,098	26,157	1,302,318	1,329,575
評価性引当額				1,098	26,157	1,302,318	1,329,575
繰延税金資産							

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度(2021年3月31日)

税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(2022年3月31日)

税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報については、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項(4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	202,474	474,883
契約資産	15,753	32,750
契約負債	63,548	110,064

(注) 契約資産は、主に請負契約等によるソリューションサービスにおいて、進捗度の測定に基づいて認識した収益にかかる未請求売掛金であります。契約資産は、顧客の検収時に売上債権へ振替えられます。契約負債は、主に、ライセンス契約における顧客からの前受金であり収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、63,548千円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	288,339
1年超	-
合計	288,339

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

報告セグメントの決定方法並びに報告セグメントの属する製品及びサービスの内容

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、国内外において、金融サービスを運営するのに必要となる複雑な基幹システムを、クラウドベースでSaaS型のシステムとしてお客様に提供する「金融インフラストラクチャ事業」、金融機関向けにデジタルトランスフォーメーション及びデジタルマーケティングの支援を行う「フィンテックソリューション事業」、及びビッグデータを保有する企業のデータ活用の促進を支援する「ビッグデータ解析事業」を展開しております。したがって、当社グループは、「金融インフラストラクチャ事業」、「フィンテックソリューション事業」、「ビッグデータ解析事業」の3つを報告セグメントとしております。各報告セグメントに属するサービスの種類は、下記の通りであります。

金融インフラストラクチャ事業	金融インフラストラクチャを証券ビジネス及び保険ビジネス向けに提供しております。証券領域においては、第一種金融商品取引業者である株式会社スマートプラスが証券インフラストラクチャ「BaaS」の運営及びパートナー企業への提供を行っております。保険領域においては、株式会社Finatextが保険インフラストラクチャ「Inspire」の運営及びパートナー企業への提供を行っております。
フィンテックソリューション事業	主にデジタルトランスフォーメーションの支援を行う「ソリューションビジネス」、潜在層ユーザーにアクセスしたい金融機関の販促活動を支援する「マーケティングビジネス」で構成されております。
ビッグデータ解析事業	主にビッグデータを保有する企業のデータを解析し、その解析結果をライセンスとして外部に販売する「データライセンスビジネス」と金融機関等が保有するデータをマーケティングやサービス改善、業務効率性向上等へ活用することを支援する「データ解析支援ビジネス」を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

「会計方針の変更」に記載のとおり、当連結会計年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に変更しております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前連結会計年度(自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)

(千円)

	報告セグメント				調整額 (注)	連結損益計 算書計上額
	金融インフラ ストラクチャ 事業	フィンテック ソリューション 事業	ビッグデータ 解析事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	946,776	1,237,897	566,701	2,751,375	-	2,751,375
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	946,776	1,237,897	566,701	2,751,375	-	2,751,375
セグメント利益又は損失()	673,489	24,622	91,361	606,750	26,269	633,019
その他の項目						
減価償却費	14,701	15,356	446	30,503	35,157	65,661

(注) 1 セグメント利益又は損失()の調整額 26,269千円は、報告セグメントに配分していない全社費用の金額 26,269千円が含まれております。

2 セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

3 セグメント資産については、事業セグメントに資産を配分していないため記載しておりません。

4 減価償却費の調整額35,157千円は、報告セグメントに配分していない全社費用であります。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(千円)

	報告セグメント				調整額 (注)	連結損益計 算書計上額
	金融インフラ ストラクチャ 事業	フィンテック ソリューション 事業	ビッグデータ 解析事業	計		
売上高						
証券インフラストラクチャ ビジネス	754,128	-	-	754,128	-	754,128
保険インフラストラクチャ ビジネス	236,622	-	-	236,622	-	236,622
マーケティングビジネス	-	198,757	-	198,757	-	198,757
ソリューションビジネス	-	633,978	-	633,978	-	633,978
データライセンスビジネス	-	-	685,866	685,866	-	685,866
データ解析支援ビジネス	-	-	78,127	78,127	-	78,127
顧客との契約から生じる 収益	990,750	832,736	763,994	2,587,481	-	2,587,481
その他の収益	136,615	-	-	136,615	-	136,615
外部顧客への売上高	1,127,366	832,736	763,994	2,724,097	-	2,724,097
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	1,127,366	832,736	763,994	2,724,097	-	2,724,097
セグメント利益又は損失()	784,286	112,748	144,775	526,762	15,842	542,605
その他の項目						
減価償却費	15,126	9,937	311	25,375	148	25,524

(注) 1 セグメント利益又は損失()の調整額 15,842千円は、報告セグメントに配分していない全社費用の金額
15,842千円が含まれております。

2 セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業損失と一致しております。

3 セグメント資産については、事業セグメントに資産を配分していないため記載しておりません。

4 減価償却費の調整額148千円は、報告セグメントに配分していない全社費用であります。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(千円)

	フロー収益	ストック収益	従量課金収益	合計
外部顧客への売上高	1,150,126	1,099,486	501,761	2,751,375

	主なサービス内容
フロー収益	金融インフラストラクチャ事業の証券インフラストラクチャ「BaaS」及び保険インフラストラクチャ「Inspire」やフィンテックソリューション事業の「ソリューションビジネス」における新規導入にかかる開発、ビッグデータ解析事業の「データ解析支援ビジネス」における一時収益を計上しております。
ストック収益	金融インフラストラクチャ事業の証券インフラストラクチャ「BaaS」及び保険インフラストラクチャ「Inspire」のインフラ利用料、フィンテックソリューション事業の「ソリューションビジネス」におけるサービス運営費及びビッグデータ解析事業の「データライセンスビジネス」から生じるライセンス料を計上しております。
従量課金収益	金融インフラストラクチャ事業の証券ビジネス及び保険ビジネス、フィンテックソリューション事業の「マーケティングビジネス」から生じる、取引量に連動する収益を計上しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(千円)

日本	欧米	その他	合計
2,070,891	599,600	80,883	2,751,375

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(千円)

日本	欧米	その他	合計
91	-	1,255	1,347

3 主要な顧客ごとの情報

(千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
ANA X株式会社	593,239	金融インフラストラクチャ事業

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(千円)

	フロー収益	ストック収益	従量課金収益	合計
外部顧客への売上高	1,297,025	1,152,642	274,429	2,724,097

(注) 当連結会計年度より、製品及びサービスの名称を「初期導入収益」から「フロー収益」へ、「月額固定収益」から「ストック収益」へ変更しております。なお、この名称変更による製品及びサービスごとの情報への影響はありません。

	主なサービス内容
フロー収益	金融インフラストラクチャ事業の証券インフラストラクチャ「BaaS」及び保険インフラストラクチャ「Inspire」やフィンテックソリューション事業の「ソリューションビジネス」における新規導入にかかる開発、ビッグデータ解析事業の「データ解析支援ビジネス」における一時収益を計上しております。
ストック収益	金融インフラストラクチャ事業の証券インフラストラクチャ「BaaS」及び保険インフラストラクチャ「Inspire」のインフラ利用料、フィンテックソリューション事業の「ソリューションビジネス」におけるサービス運営費及びビッグデータ解析事業の「データライセンスビジネス」から生じるライセンス料を計上しております。
従量課金収益	金融インフラストラクチャ事業の証券ビジネス及び保険ビジネス、フィンテックソリューション事業の「マーケティングビジネス」から生じる、取引量に連動する収益を計上しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(千円)

日本	欧米	その他	合計
2,267,766	347,075	109,255	2,724,097

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(千円)

日本	欧米	その他	合計
1,637	-	1,647	3,284

3 主要な顧客ごとの情報

(千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社三菱UFJ銀行	340,341	フィンテックソリューション事業
ニッセイアセットマネジメント株式会社	326,337	金融インフラストラクチャ事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)

	報告セグメント			その他	全社・消去	合計
	金融インフラ ストラクチャ 事業	フィンテック ソリューション 事業	ビッグデータ 解析事業			
減損損失	115,866	11,132	-	-	27,446	154,446

(注) 全社・消去の金額は、セグメントに帰属しない全社資産に係る減損損失です。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

	報告セグメント			その他	全社・消去	合計
	金融インフラ ストラクチャ 事業	フィンテック ソリューション 事業	ビッグデータ 解析事業			
減損損失	143,273	13,437	-	-	793	157,504

(注) 全社・消去の金額は、セグメントに帰属しない全社資産に係る減損損失です。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)

のれん償却額16,456千円、減損損失42,168千円は、報告セグメントに配分していません。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前連結会計年度(2021年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2022年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

前連結会計年度(2021年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2022年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額	62.58円	176.10円
1株当たり当期純損失金額()	35.78円	16.36円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純損失() (千円)	1,012,561	669,944
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失() (千円)	1,012,561	669,944
普通株式の期中平均株式数(株)	28,300,641	40,962,172

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。なお、前連結会計年度の普通株式の数には、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式の数を除いて算定しております。

項目	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	6,485,951	9,189,127
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	8,256,889	603,313
(うちA種優先株式)(千円)	(100,005)	(-)
(うちB種優先株式)(千円)	(1,425,000)	(-)
(うちC種優先株式)(千円)	(6,000,000)	(-)
(うち新株予約権)(千円)	(8,540)	(5,414)
(うち非支配株主持分)(千円)	(723,343)	(597,898)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,770,938	8,585,813
1株当たりの純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	28,300,641	48,754,628

(重要な後発事象)

(資本金及び資本準備金の減少)

当社は、2022年5月23日開催の取締役会において、2022年6月22日開催の定時株主総会に資本金及び資本準備金の額の減少に係る議案を付議することを決議し、同株主総会で承認されました。

1 . 目的

資本政策上の柔軟性及び機動性の確保を図るため、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えるものです。なお、当社が発行しているストック・オプション(新株予約権)が減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

2 . 資本金の額の減少の要領

会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金をその他資本剰余金に振り替えるものです。

減少する資本金の額

1,797,112,982円

資本金の額の減少の方法

会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えます。

3 . 資本準備金の額の減少の要領

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金をその他資本剰余金に振り替えるものです。

減少する資本準備金の額

9,415,952,919円

資本準備金の額の減少の方法

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えます。

4 . 資本金及び資本準備金の減少の効力発生日

取締役会決議日	2022年5月23日
株主総会決議日	2022年6月22日
債権者異議申述公告日	2022年6月24日(予定)
債権者異議申述公告最終期日	2022年7月25日(予定)
効力発生日	2022年7月26日(予定)

(子会社の設立)

1.子会社設立の目的

金融業界の事業環境を背景に、当社グループは、証券及び少額短期保険分野において、当社グループが金融機関となり、生活に密接にかかわるパートナー企業が仲介業者等となり、金融サービスを共同で提供してまいりました。貸金分野においても、証券及び保険業界と同様の課題と機会があると認識しており、貸金業への算入は当社グループの更なる事業拡大に資すると考え、子会社を設立することといたしました。

2.設立する子会社の概要

(1) 名称	株式会社スマートプラスクレジット	
(2) 所在地	東京都千代田区九段北1丁目8番10号住友不動産九段ビル9階	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 高平 大輔	
(4) 事業内容	貸金業	
(5) 資本金	250百万円	
(6) 設立年月日	2022年4月1日	
(7) 大株主及び持株比率	株式会社F i n a t e x tホールディングス(100%)	
(8) 上場会社と当該会社との関係	資本関係	当社の100%子会社
	人的関係	当社代表取締役が当該子会社の取締役として兼任します。また、当社従業員1名が当該子会社の代表取締役を、当社取締役1名が当該子会社の取締役を兼任します。
	取引関係	当該会社の経営管理業務の委託を目的とした業務委託契約を、当社と当該会社の間で締結しております。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社F i n a t e x tホールディングス	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	2016年8月17日	150,000 (150,000)		3.00	無し	(注3)
合計			150,000 (150,000)				

(注) 1. 上記社債は全て転換されているため、当期末残高はありません。

2. 当期首残高及び当期末残高の()は、内書で1年内償還予定の金額であります。

3. 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債につきましては、2021年8月6日に行使期間が終了し、同日償還しております。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	75,000	100,500	0.84	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	138,000	37,500	0.78	2023年5月～ 2023年7月
合計	213,000	138,000		

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	37,500			

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規程により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)		897,016	1,497,478	2,724,097
税金等調整前四半期 (当期)純損失 (千円)		523,739	800,973	732,614
親会社株主に帰属 する四半期(当期) 純損失 (千円)		474,257	728,819	669,944
1株当たり四半期 (当期)純損失 (円)		13.77	18.97	16.36

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純 利益又は1株当たり 四半期純損失 (円)		4.40	5.50	1.21

(注) 当社は、2021年12月22日付で東京証券取引所マザーズに上場いたしましたので、第1四半期および第2四半期の四半期報告書は提出していませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間、第2四半期連結累計期間の四半期財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人より四半期レビューを受けております。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,155,604	3,562,752
前払費用	870	1,334
未収入金	1 108,819	1 91,770
その他	3,910	15,165
流動資産合計	1,269,205	3,671,022
固定資産		
有形固定資産		
器具備品(純額)	91	0
有形固定資産合計	91	0
投資その他の資産		
投資有価証券	51,704	47,840
関係会社株式	5,748,961	5,733,153
長期差入保証金	83,977	104,781
関係会社長期貸付金	-	800,000
長期貸付金	1,424	-
貸倒引当金	1,391	-
投資その他の資産合計	5,884,675	6,685,774
固定資産合計	5,884,767	6,685,774
資産合計	7,153,973	10,356,797
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	75,000	75,000
1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	150,000	-
未払金	1 51,548	37,370
未払費用	21,264	303
未払法人税等	403	1,210
預り金	1,001	1,150
資産除去債務	-	16,100
その他	3,915	19,332
流動負債合計	303,133	150,465
固定負債		
長期借入金	112,500	37,500
資産除去債務	16,100	-
固定負債合計	128,600	37,500
負債合計	431,733	187,965

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	1,847,112
資本剰余金		
資本準備金	7,693,840	9,440,952
資本剰余金合計	7,693,840	9,440,952
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,080,322	1,124,817
利益剰余金合計	1,080,322	1,124,817
株主資本合計	6,713,517	10,163,248
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	182	169
評価・換算差額等合計	182	169
新株予約権	8,540	5,414
純資産合計	6,722,240	10,168,832
負債純資産合計	7,153,973	10,356,797

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年12月 1 日 至 2021年 3月31日)	当事業年度 (自 2021年 4月 1 日 至 2022年 3月31日)
売上高	1 337,706	1 291,126
売上総利益	337,706	291,126
販売費及び一般管理費	2 363,976	2 306,969
営業損失()	26,269	15,842
営業外収益		
受取利息	949	1 646
受取配当金	4	2
還付加算金	482	-
資産除去債務戻入益	10,700	-
その他	430	286
営業外収益合計	12,566	935
営業外費用		
支払利息	2,431	2,657
社債利息	5,991	-
為替差損	2,968	-
株式交付費	-	35,463
その他	233	195
営業外費用合計	11,625	38,316
経常損失()	25,328	53,223
特別利益		
債務免除益	-	22,290
子会社清算益	-	4,334
特別利益合計	-	26,624
特別損失		
減損損失	48,959	793
関係会社株式評価損	79,372	15,808
関係会社株式売却損	9,878	-
貸倒引当金繰入額	224,650	-
貸倒損失	20,419	-
特別損失合計	383,280	16,601
税引前当期純損失()	408,609	43,200
法人税、住民税及び事業税	1,840	1,294
法人税等調整額	617	-
法人税等合計	2,458	1,294
当期純損失()	411,067	44,495

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	7,693,840	7,693,840
当期変動額			
新株の発行			
当期純損失()			
株主資本以外の項目 の 当期変動額(純額)			
当期変動額合計	-	-	-
当期末残高	100,000	7,693,840	7,693,840

	株主資本		
	利益剰余金		株主資本合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
	繰越利益剰余金		
当期首残高	669,254	669,254	7,124,585
当期変動額			
新株の発行			-
当期純損失()	411,067	411,067	411,067
株主資本以外の項目 の 当期変動額(純額)			
当期変動額合計	411,067	411,067	411,067
当期末残高	1,080,322	1,080,322	6,713,517

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	37	37	8,540	7,133,088
当期変動額				
新株の発行				-
当期純損失()				411,067
株主資本以外の項目 の 当期変動額(純額)	219	219	-	219
当期変動額合計	219	219	-	410,848
当期末残高	182	182	8,540	6,722,240

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	7,693,840	7,693,840
当期変動額			
新株の発行	1,747,112	1,747,112	1,747,112
当期純損失()			
株主資本以外の項目 の 当期変動額(純額)			
当期変動額合計	1,747,112	1,747,112	1,747,112
当期末残高	1,847,112	9,440,952	9,440,952

	株主資本		
	利益剰余金		株主資本合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,080,322	1,080,322	6,713,517
当期変動額			
新株の発行			3,494,225
当期純損失()	44,495	44,495	44,495
株主資本以外の項目 の 当期変動額(純額)			
当期変動額合計	44,495	44,495	3,449,730
当期末残高	1,124,817	1,124,817	10,163,248

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	182	182	8,540	6,722,240
当期変動額				
新株の発行				3,494,225
当期純損失()				44,495
株主資本以外の項目 の 当期変動額(純額)	12	12	3,125	3,138
当期変動額合計	12	12	3,125	3,446,591
当期末残高	169	169	5,414	10,168,832

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

主として定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 4年

器具備品 4年

無形固定資産

定額法によっております。

ソフトウェア 5年

3. 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は関係会社からの経営管理料を収益計上しております。経営管理料においては、経理業務、マネジメント業務等を総合的に提供することが履行義務であり、業務が行われた時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

非上場株式

財務諸表に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
関係会社株式	5,748,961 千円	5,733,153 千円
投資有価証券	51,574 千円	47,728 千円

識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社が保有する上記の非上場株式について、実質価額が取得原価と比べて50%以上下落したものについては、「著しく下落した」ものとして、回復可能性が十分な根拠により裏付けされる場合を除き減損処理を行っております。

また、投資有価証券の評価にあたり、時価のない有価証券の実質価額の見積りについては、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、経済環境等の仮定に影響を受ける可能性といった不確実性が含まれております。

(会計方針の変更)

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に与える影響はありません。なお、当事業年度において、財務諸表に与える影響はありません。また、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載していません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
短期金銭債権	112,728千円	96,329千円
短期金銭債務	840 "	- "

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	337,706千円	291,126千円
営業取引以外の取引による取引高	- "	646 "

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年12月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
役員報酬	49,400千円	37,200千円
給与手当	61,049 "	62,368 "
地代家賃	92,295 "	63,229 "
業務委託費及び支払報酬	75,141 "	61,663 "
減価償却費	35,157 "	148 "

おおよその割合

販売費	0%	0%
一般管理費	100%	100%

(有価証券関係)

前事業年度(2021年3月31日)

関係会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、関係会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる関係会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：千円)

区分	前事業年度
子会社株式	5,748,961

当事業年度(2022年3月31日)

関係会社株式は、市場価格のない株式等のため、関係会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の関係会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：千円)

区分	当事業年度
子会社株式	5,733,153

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	- 千円	6,491千円
貸倒引当金	467 "	- "
関係会社株式評価損	39,475 "	40,345 "
未払金	1,049 "	601 "
未収入金	- "	586 "
未払費用	12,208 "	3,871 "
資産除去債務	5,406 "	5,406 "
未払利息	3,456 "	- "
減価償却超過額	15,539 "	13,472 "
繰越欠損金	310,846 "	233,202 "
繰延税金資産小計	388,449千円	303,974千円
評価性引当額	388,449 "	303,974 "
繰延税金資産合計	- 千円	- 千円
繰延税金負債	- 千円	- 千円
繰延税金負債合計	- "	- "
繰延税金資産の純額	- 千円	- 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(2021年3月31日)

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当事業年度(2022年3月31日)

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

当社は持株会社としてグループ子会社の経営管理等を行っており、主な財又はサービスの種類は、子会社への経営管理料等であります。当該事業の売上高は291,126千円であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「6 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

(資本金及び資本準備金の減少)

「1. 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(子会社の設立)

「1. 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物及び構築物	14,404	-	-	14,404	14,040	-	-
器具備品	11,989	-	-	11,989	11,989	28	0
有形固定資産合計	26,394	-	-	26,394	26,394	28	0
無形固定資産							
ソフトウェア	-	850	793 (793)	-	-	56	-
無形固定資産計	-	850	793 (793)	-	-	56	0

(注) 当期減少額の(内書)は減損損失による減少であります。

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,391	-	1,391	-	-

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 広告掲載URL https://hd.finatext.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書及びその添付書類

有償一般募集増資(ブックビルディング方式による募集)及び株式売出し(ブックビルディング方式による売出し)
2021年11月16日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

上記(1)に係る訂正届出書を2021年12月3日及び2021年12月13日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第8期第3四半期(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)2022年2月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2021年12月22日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)に基づく臨時報告書であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年 6 月22日

株式会社F i n a t e x tホールディングス
取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 遠 藤 英 昭
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森 直 子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社F i n a t e x tホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社F i n a t e x tホールディングス及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社スマートプラスが当連結会計年度に取得した自社利用のソフトウェアの減損（【注記事項】重要な会計上の見積り）	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、金融インフラストラクチャ事業における次世代クラウド基幹システムの提供などのために、自社利用のソフトウェアを継続的に取得している。当連結会計年度において、連結子会社である株式会社スマートプラスにおいて新規パートナーの獲得に向けた「BaaS」の機能及び金融商品の拡充を行い、米国株式や合同金銭信託の取扱いを開始した他、独自性のある投資一任サービスを迅速かつ容易に構築できるプラットフォーム「Digital Wealth Manager」の開発を行った。また、合意済みのパートナーとのサービスローンチに向けた初期開発として資産運用サービス「JAM WRAP」の開発を行った。これらの自社利用のソフトウェアについては中期的に投資回収を図る事業計画であり、足元での営業黒字化が困難な状況であるため、当連結会計年度に143,273千円の減損損失を特別損失に計上した。</p> <p>固定資産の減損については、「固定資産の減損に係る会計基準」及び企業会計基準適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」に従い、他の資産又は資産グループから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位を会社単位とし、減損の兆候が認められた資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上する方針としている。なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスである資産グループについては回収可能価額をゼロとして評価している。</p> <p>会社は株式会社スマートプラスが保有する有形固定資産、主として自社利用のソフトウェアについて、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額をゼロとし、143,273千円の減損損失を計上した。</p> <p>将来キャッシュ・フローは事業計画を基礎とし、事業計画における将来の売上高や損益の見積りは、過去の実績や経営環境などの企業の外部要因に関する情報を考慮して見積られている。このように、将来キャッシュ・フローの見積りには、経営者による主観的な判断が含まれており、連結財務諸表における金額的重要性があることから、監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、当連結会計年度に取得した自社利用のソフトウェアの減損の検討にあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産の減損に関する会社の兆候判定や減損の認識検討に関する資料を閲覧し、経営者の減損の評価結果について理解した。 ・将来キャッシュ・フローについて、取締役会によって承認された事業計画との整合性を検証した。 ・経営者への質問や会議体における議事録の閲覧を通じて、会社の経営環境を理解し、会社の事業計画における損益との整合性を評価した。 ・会社の事業計画における売上高見積りの前提条件について、計画と実績を比較するとともに、経営者等への質問や関連資料の閲覧を行い、今後の事業計画における損益の合理性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正

に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年 6月22日

株式会社F i n a t e x tホールディングス
取締役会 御 中

P w Cあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 遠 藤 英 昭

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 直 子

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社F i n a t e x tホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社F i n a t e x tホールディングスの2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式の評価（【注記事項】重要な会計上の見積り、有価証券関係）	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、2022年3月末現在、関係会社株式5,733,153千円を貸借対照表に計上しており、全てが市場価格のない子会社株式である。当該金額は総資産額の 55.35%に相当する。</p> <p>会社は、関係会社株式の評価について、財政状態の悪化により株式の実質価額が取得原価の50%程度以上下落した場合には、実質価額が著しく低下したと判断し、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、期末において相当の減額処理を行うこととしている。当事業年度において、会社は、関係会社株式について15,808千円の減損処理を実施した。</p> <p>関係会社株式は、財務諸表における金額的重要性があることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、関係会社株式の評価について、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者等への質問及び会社の会議体の議事録の閲覧を通じて各子会社の経営環境を理解し、財政状態の悪化の兆候を示唆する子会社の有無を検討した。 ・ 各子会社の実質価額を財務数値より再計算し、帳簿価額との比較に際して用いた実質価額の正確性、及び帳簿価額に対する実質価額の著しい下落が生じた子会社株式の有無について、経営者の判断の妥当性を評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。